

第2章 まちづくりの基本目標を実現するための 個別目標及びまちづくり方針

第2章 まちづくりの基本目標を実現するための個別目標及びまちづくり方針

1 新基本計画における施策体系



まちづくりの基本目標

個別目標

基本施策

だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち

1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち

- 人権意識の醸成
- ・ 人権尊重が根付いていくための取組みの推進
 - ・ 人権教育の推進
 - ・ 社会参加と交流の促進
 - ・ 区民の自主的取組みへの支援
 - ・ インターネット等を利用した人権侵害の根絶
- 男女共同参画の推進
- ・ 男女の人権の尊重
 - ・ 職場、家庭、地域における男女共同参画の実現
 - ・ 区政への女性の参画の拡大
- 子どもの人権尊重
- ・ 子どもの虐待防止と権利擁護
 - ・ 子どもの権利条例の制定
- 支援を必要とする人々の人権の尊重
- ・ 障がいのある人・高齢者・外国人の人権尊重
 - ・ ホームレス等に対する偏見や差別意識の解消

2 子どもの育ち・自立を地域でしっかりと応援するまち

- 地域で安心して子育てができるしくみづくり
- ・ 子育てに関する相談・支援体制の充実
 - ・ 地域における子育て支援サービスの充実
 - ・ 母と子の健康を守る保健医療の充実
 - ・ 子育て負担感の軽減
- 仕事と家庭生活とのバランスの支援
- ・ 時代の変化に対応した保育環境の整備と子育て支援の充実
 - ・ 仕事と子育てのバランスが取れる職場環境づくりの推進（ワーク・ライフ・バランス）
- 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援と自立促進
- ・ 障がいや発達に遅れがある子どもの子育て支援
 - ・ ひとり親家庭への支援と自立の促進
 - ・ 外国人家庭への支援
- 子どもの成長に応じた支援
- ・ 子どもの居場所の確保や公園・遊び場の充実
 - ・ 小学校を活用した放課後の子どもの居場所の充実
 - ・ 高齢者等と子どもの交流促進
- 子どもの安全と子どもを守る環境づくり
- ・ 子どもを犯罪から守る取組みの充実
 - ・ 子どもを交通事故から守る取組みの充実
 - ・ 子どもに有害な情報を適切に管理するしくみの強化
 - ・ 子育て世帯への住まい支援

3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち

- 子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実
- ・ 豊かな心を育む教育の推進
 - ・ 確かな学力を育み個性や創造力を伸ばす教育の充実
 - ・ 就学前の子どもの健やかな成長を育む幼児教育の充実
- 学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり
- ・ 学校支援の充実
 - ・ 教育環境の整備
- 家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり
- ・ 地域に開かれた学校づくり
 - ・ 家庭・地域における教育力の向上と協働・連携の推進

4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち

- 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実
- ・ 生涯学習活動への支援
 - ・ 地域での学び・スポーツの場と機会の確保
- 生涯学習活動を推進する地域人材の育成
- ・ 地域での学びを支える人材づくり
- 区民に役立つ使いやすい図書館機能の充実
- ・ 中央図書館機能の充実と整備
 - ・ 学習を支える情報センターづくり
- 次代を担う若者への応援
- ・ 若者の社会的自立の支援

5 心身ともに健やかにらせるまち

- 一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進
- ・ 区民自ら主体となる健康づくり
 - ・ 生活習慣病予防の推進
 - ・ がん予防の推進
 - ・ 食育の推進
- 多様化する課題に対応した保健・公衆衛生の推進
- ・ 多様化する健康危機への対応（感染症対策、食品の安全確保対策の充実等）
 - ・ こころの健康づくりの推進
 - ・ 生活衛生の推進

（注） は基本施策の具体的内容の例示

まちづくりの基本目標

個別目標

基本施策

安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち

(注) は基本施策の具体的内容の例示

1 だれもが互いに支え合い、安心してくらするまち

- 高齢者とその家族を支えるサービスの充実
 - ・ 在宅・施設サービスの充実
 - ・ 認知症・うつ対策の推進
 - ・ 介護予防事業の推進
 - ・ 介護に関する情報提供、相談体制の充実
 - ・ サービスの利用支援と質の確保
 - ・ 高齢者等の安全・安心の確保
- 障がいのある人とその家族の生活を支えるサービスの充実
 - ・ 支援サービス体制の整備
 - ・ 地域社会での生活を支える在宅サービスの充実
 - ・ 施設サービスの充実
- 住み慣れた地域で支え合うしくみづくり
 - ・ 地域社会での相互支援のしくみづくり
- セーフティネットの整備・充実
 - ・ 生活を支える体制の整備・充実(セーフティネット)
 - ・ ホームレスの自立支援

2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち

- 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供
 - ・ 地域において高齢者が生きがいを持って社会参加できる機会の拡大
 - ・ 高齢者が能力を発揮して働ける環境づくり
- 障がいのある人の社会参加・就労支援
 - ・ 障がいのある人の自立と社会参加の促進
 - ・ 障がいのある人が地域で生活しながら働き活動できる環境づくり
 - ・ さまざまなニーズに応じた重層的な就労支援
- 安定した居住を確保できるしくみづくり
 - ・ 高齢者などの住まいの安定確保
 - ・ 住宅ストックの有効活用等によるセーフティネット機能の向上
- だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり
 - ・ 災害に強く防犯性の高い住まいづくりの推進
 - ・ 分譲マンション等の適正な維持管理及び再生の支援
 - ・ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
- 外国人と日本人がともに暮らしやすいまちづくり
 - ・ 総合的な生活支援体制の構築
(相談体制の充実、防災等のさまざまな情報の提供等)
 - ・ コミュニケーション支援(情報の多言語化、日本語等の学習支援等)
 - ・ 多文化共生の意識づくりの推進(生活習慣などの違いに対する相互理解の促進等)
 - ・ 外国人が活動しやすく、暮らしやすい環境づくり(外国人の参加のしくみづくり等)

3 災害に備えるまち

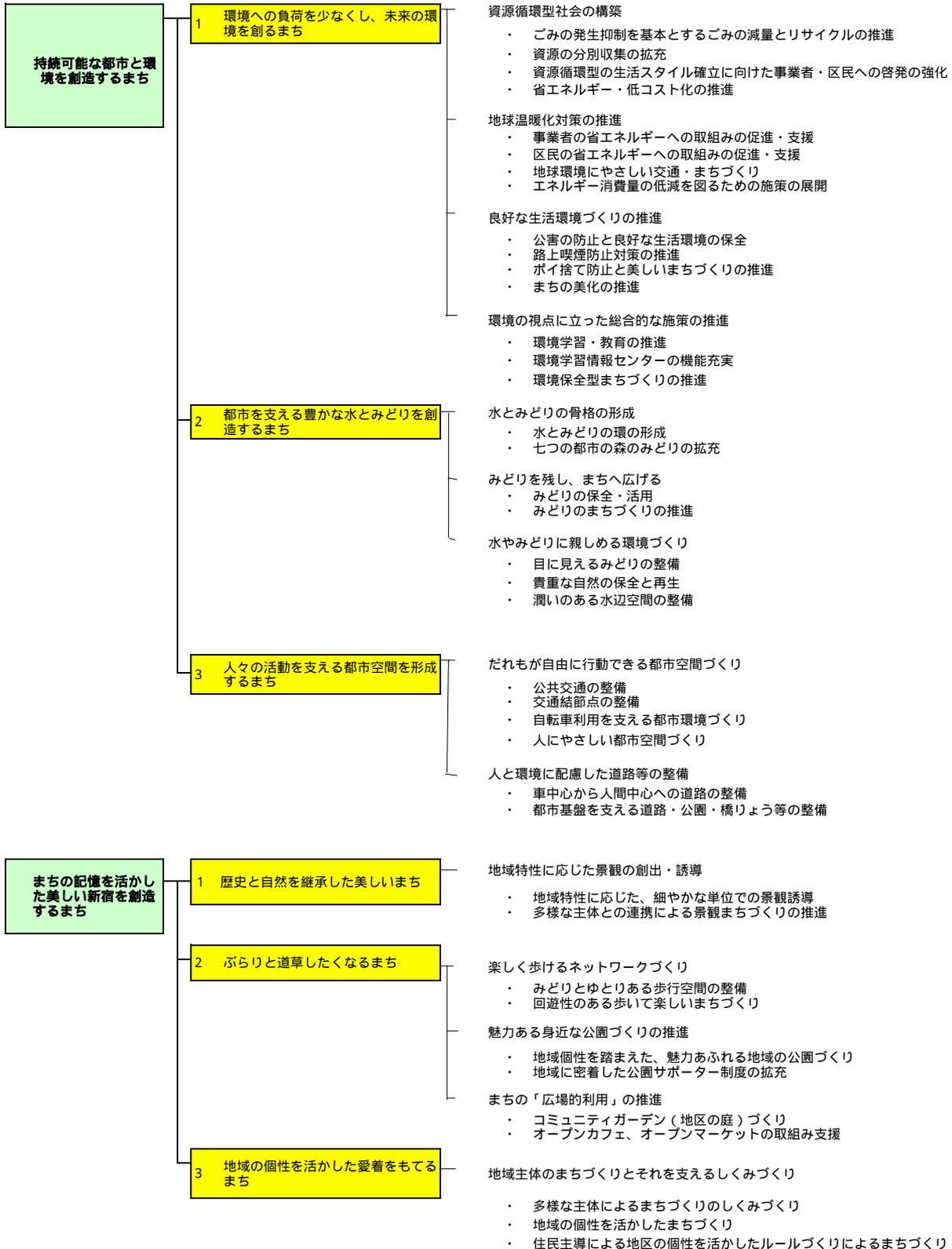
- 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり
 - ・ 公共空間の防災機能の強化
 - ・ 建築物等の耐震化・不燃化の促進
 - ・ 都市施設の安全性の向上
 - ・ 電線類の地中化による道路の防災機能の強化
- 防災拠点と避難施設の充実
 - ・ 防災拠点となる災害対策本部及び地域本部充実
 - ・ 広域避難場所における避難者への支援の充実
 - ・ 避難施設の充実
- 総合的な治水対策の促進
 - ・ 河川及び下水道施設整備の促進
 - ・ 公共施設の雨水流出抑制の推進
 - ・ ハザードマップ等による啓発活動
- 災害に強い人づくり
 - ・ 一人ひとりの防災意識・災害時の対応力の向上
 - ・ 災害時要援護者に対する防災安全対策の推進
 - ・ 地域の防災力の向上
 - ・ 災害時の医療体制の充実

4 日常生活の安全・安心を高めるまち

- 犯罪の不安のないまちづくり
 - ・ 地域が主体となった安全対策の推進
 - ・ 犯罪が発生しにくい環境づくりの推進
- 交通事故のない安心なまちづくり
 - ・ 安全な道路交通環境の整備
 - ・ 交通安全教育の強化
- 消費者が安心して豊かに暮らせるまちづくり
 - ・ 消費生活に関する知識の普及啓発・講座等の実施
 - ・ 消費生活相談機能の強化
 - ・ 消費者への情報提供の充実

まちづくりの基本目標	個別目標	基本施策
------------	------	------

(注) は基本施策の具体的内容の例示



まちづくりの基本目標	個別目標	基本施策
------------	------	------

多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち

1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち

2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち

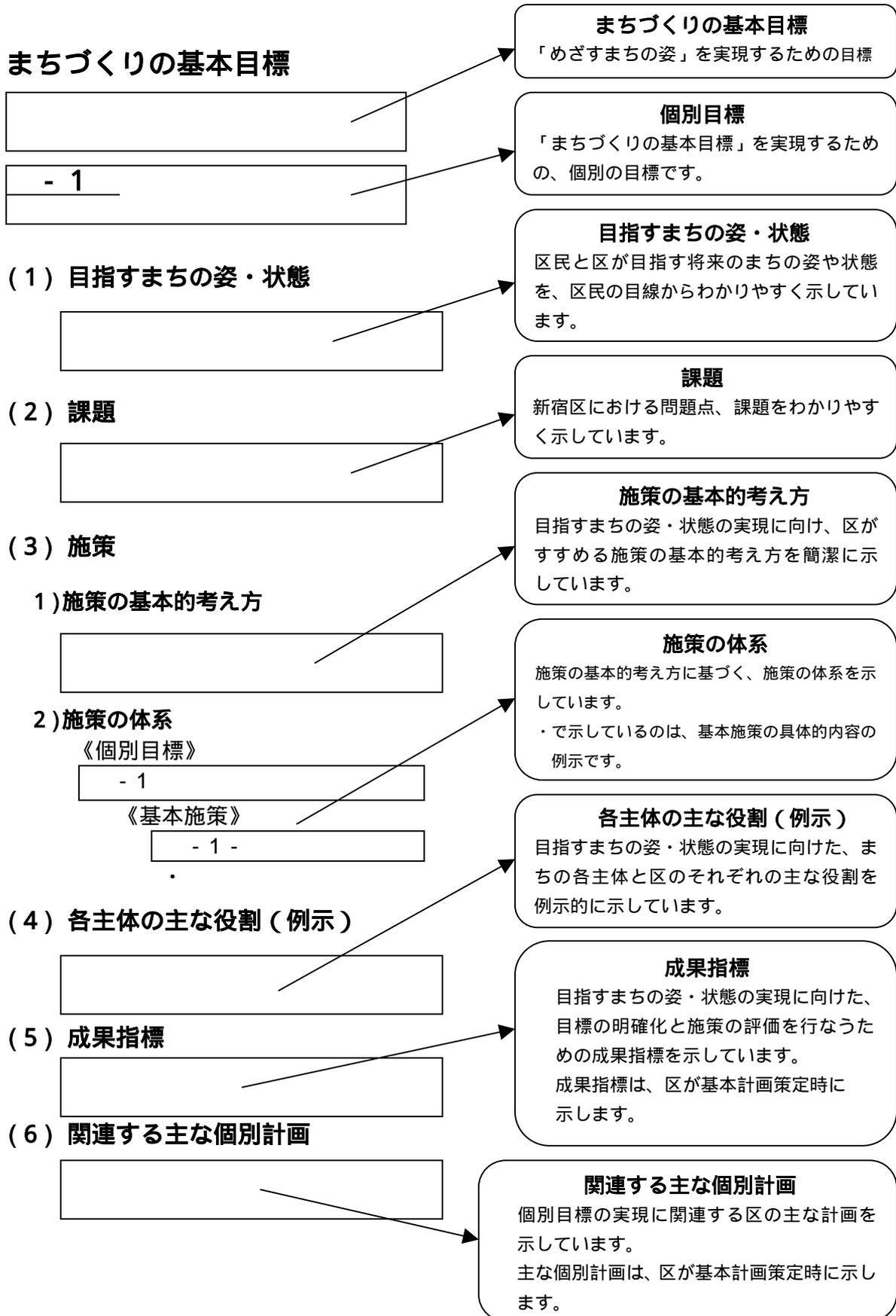
3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

(注) は基本施策の具体的内容の例示

- 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信
 - ・ 文化財保護の推進
 - ・ 文化・歴史を活かしたまちづくり
 - ・ 新宿の文化・歴史資源の発信
- 区民による新しい文化の創造
 - ・ 新しい文化創造を担う人材の育成
 - ・ 若者のアイデアを形にする場の提供と支援のしくみづくり
- 文化・芸術創造の基盤の充実
 - ・ ホンモノの文化・芸術と触れ合う機会の拡充
 - ・ 専門家や愛好家、地域団体等とのネットワークづくり
- 新宿の魅力や高付加価値な情報を発信する産業の創造
 - ・ 《チャレンジする中小企業・人》への総合的支援
 - ・ 文化芸術との融合による新産業の創出支援
 - ・ 新宿の魅力を発信する都心商業・サービス業の活性化
- 伝統産業・地場産業の活性化、地域におけるさまざまな新しいビジネスの誕生
 - ・ 伝統産業・地場産業の活性化や新たなものづくり産業への支援
 - ・ 地域を基盤とした新たなビジネスの創造への支援
- 産業を支える創造的な人材の確保と、雇用の安定
 - ・ すぐれた能力と意欲ある人材の育成・支援
(人づくり(学校教育と専門教育・生涯学習)との連携)
 - ・ 若者の就業・創業支援
- 新しい文化・観光の創造・発信
 - ・ 新たな文化・観光の芽を育むしくみづくり
 - ・ 新たな情報発信のしくみづくり
 - ・ 新宿ブランド、地域ブランドの発信
 - ・ 繁華街の刷新と新たな大衆文化の発信
 - ・ 新宿文化・観光ビューローの創設
 - ・ 若者の活気を活かしたイベントの充実
- 文化と観光・産業との連携
 - ・ 企業と文化・芸術家との交流・連携促進
 - ・ 歩いて楽しむ「まちなか」観光の振興
- 誰もが、訪れたい活気と魅力あふれる商店街づくり
 - ・ 個性的で顔の見える商店街づくりへの支援
 - ・ まちづくりと連携した商店街の活性化支援
- 平和都市の実現と豊かな国際・国内交流の推進
 - ・ 平和意識の醸成
 - ・ 海外友好提携都市との市民レベルの相互交流
 - ・ 友好都市等との住民同士の相互交流

【第2章 2 個別目標】の構成

ここでは、個別目標ごとに、まちづくりの方向性を示します。



2 個別目標

まちづくりの基本目標 I

区民が自治の主演として、考え、行動していけるまち

I-1 参画と協働により自治を切り拓くまち

(1) 目指すまちの姿・状態

まちづくりの主演は区民です。区民が暮らしの基盤である自分たちの住む地域のあり方を、地域の持つ個性や資源を活かしながら、自ら考え、自分たちで責任を持って決めることができる「参画と協働による、区民の知恵と力が活きる地域社会」の実現を目指します。

(2) 課題

- ・ 自分たちのまち(地域社会)をどのように築いていくかを考えたり、決めたりする場合、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかを定めたルールが明確ではありません。
- ・ 区政の企画立案・実施・評価・改善というそれぞれの段階への区民参画が、制度としては十分に確立されていません。
- ・ 参画・協働の担い手づくりやまちづくりのリーダーとなる区民や地域団体の育成が十分に行われていません。
- ・ 区民が区政に参画・協働していくために必要なさまざまな情報が、十分に区と共有されていません。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 自治体と区民との関係や、それぞれの役割を明確にし、どのように自治を進めていくのかという、自治の基本理念、基本原則を明確にします。その一環として、まちづくりへの区民の参画や協働のしくみ、区の責務、区政運営の原則など、これからの新宿区におけるまちづくりの基本ルールである自治基本条例を、区民と区の参画と協働により制定します。
- ・ 区民のより一層の区政参画を実現していくためには、政策の立案と決定、施策の実施とその評価の全段階で、区民と区とがともに責任ある主体として協力し合っていけるしくみづくりを進めます。

- ・ まちづくりに積極的に参画する、区民・地域団体・NPO・企業等間の連携を推進するとともにさまざまな学習機会の提供等により、まちづくりの新たな担い手の発掘・育成を行います。
- ・ 区民の目線での区政情報の提供や公開を充実します。また、区民が知りたい情報を早く、簡単に入手することができるしくみをつくり、区民が区政に参画していくための基本となる情報の共有化を推進します。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 1 参画と協働により自治を切り拓くまち

《基本施策》

- 1 - 自治の基本理念、基本原則の確立（自治基本条例の制定）

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 参画と協働によるまちづくりのルール確立
- ・ 区民参画による施策・事業のPDCAサイクルの確立

- 1 - 協働の推進に向けた多様な主体への支援とネットワーク化

- ・ 協働型事業の充実
- ・ 協働の担い手となる団体の発掘、育成と連携の推進
- ・ 協働の担い手となる人材を育てる学習機会、育成システムの整備

- 1 - 参画と協働のための情報提供の充実

- ・ 情報開示の徹底と質の向上
- ・ 地域生活環境情報の整備

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民： 暮らしやすいまちづくりに対する意識の向上
自治基本条例の制定に向けた参画と協働
区政情報及び地域情報への関心度の向上
地域の課題解決に向けた活動への参画
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
地域でのまちづくり活動の推進
住民相互のふれあい・交流活動の推進や連帯感の醸成
まちづくり活動の担い手となる人材・団体の育成と連携化
- 事業者： 企業市民としてのまちづくり活動・社会貢献活動への参画と協力
- 区（行政）： 協働と参画によるまちづくりルールの確立
自治基本条例の制定

計画推進に関するチェック機能の充実
協働の担い手となる人材、団体の育成支援と連携化支援
区政情報及び地域情報の充実

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

I-2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち

(1) 目指すまちの姿・状態

地域の中でお互いが顔見知りになり、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合い、区民が地域において安心した生活を送れるまちの実現を目指します。また、区民や地域団体、NPO、企業などが連携・協力し、主体的に地域の課題に取り組む、個人の自主性と相互の信頼に基づく、開かれた地域コミュニティの実現を目指します。さらに、地区協議会を中心として、地域の課題は自らの創意工夫により解決し、地域コミュニティが多くの公共的役割を担っている「地域自治」を目指します。

(2) 課題

- ・ 区政への参画と自らの力で地域課題を解決することにより、地域自治を展開していくために設置された地区協議会に対して、一層の支援体制の構築が求められています。
- ・ 都市化が進む中で、地域社会の人間関係が希薄になり、地域における相互扶助の機能が低下しています。一方、複雑化する地域課題の解決や多様化する区民サービスの需要に行政だけで対応することは難しくなっています。
- ・ 地域のコミュニティづくりの拠点として、地域センターの位置づけの明確化と機能強化が求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 地域における人々の交流や連携を深め、地区協議会を中心に、地域のさまざまな課題を地域自らの力で解決していけるよう、地区協議会の一層の充実を支援します。そのため、

条例により地区協議会の位置づけを明確化するとともに、地域の合意形成の下で、地域ごとに課題解決に取り組むための一定の権限と財源の付与を検討していきます。

- ・ 行政の各分野を総合化する現場の拠点としての特別出張所が、地域と連携して、地域の視点から総合的に行政課題に取り組み、地区協議会を支援する役割を果たせるよう、その充実を図ります。
- ・ 地域の個性や特色を活かしたコミュニティづくりを進め、地域コミュニティに参加する楽しさや魅力を高めていきます。また、コミュニティ活動の中心を担っていく人材の育成を支援します。
- ・ 地域におけるコミュニティ活動の拠点として、地域センターの利用促進を図るとともに、図書館や学校などを新たなコミュニティ活動の拠点としてその充実を図ります。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち

《基本施策》

- 2 - 地域自治のしくみと支援策の拡充

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 条例による地区協議会の設置と役割の明確化
- ・ 町会自治会など既存地域組織と NPO などとの連携促進

- 2 - 地域自治推進のための行政組織体制の充実

- ・ 特別出張所の機能充実による地区協議会の支援強化
- ・ 地域センターの機能の拡大と強化

- 2 - コミュニティ活動の充実と担い手の育成

- ・ コミュニティ活動の関心を高める啓発
- ・ コミュニティ支援スタッフの育成

- 2 - コミュニティ活動拠点の整備拡充と利用促進

- ・ 地域センターの利用促進
- ・ 新たな地域活動拠点の充実

(4) 各主体の主な役割 (例示)

区民： 地域コミュニティに対する意識の向上
地域の課題解決に向けた活動への参画

地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
住民相互のふれあい・交流活動の推進

-
- 地域課題を創意工夫して解決するための活動推進
コミュニティ活動の担い手となる人材の育成
- 区（行政）： コミュニティ活動への意識啓発
コミュニティ活動の担い手となる人材の育成支援
コミュニティ活動拠点の整備と利用促進
町会・自治会、NPO団体等の連携支援
地区協議会の条例設置化
特別出張所の機能強化と、地区協議会への権限および財源の付与

（５）成果指標

（６）関連する主な個別計画

I－3 区民自治の確立に向けた行財政運営をすすめるまち

（１）目指すまちの姿・状態

区民や地域団体、NPO、企業など多様な主体が主体的にまちづくりを担うことができるよう、参画・協働のしくみやそのための環境が十分確保された区政運営を実現します。また、区政の企画立案・実施・評価・改善というそれぞれの段階への区民参画を、制度として確立します。さらに、区民ニーズに的確に対応した区民サービスの提供がされているとともに、それを支える権限と安定した健全な財政基盤を確立します。加えて、広域的な取組みを必要とする行政課題について、国や都、他の自治体と十分連携しつつ対応します。

（２）課題

- ・ 区民の抱える課題は複合的で、区の縦割りの組織機構になじまないものも少なくありません。また、多様な区民ニーズに的確に対応していくためには、柔軟で迅速に現場が対応できる組織体制づくりが求められています。
- ・ 区民ニーズを的確に把握し、課題を発見するためには、常に、区民の目線で地域の実態を見ることができる職員が不可欠であり、そうした職員の育成が求められています。
- ・ これからは、人員や予算などの限られた行政資源を、最も効果的・効率的に活用することが、これまで以上に求められています。また、地方分権が進む中、基礎自治体としての自主性・自律性をより一層高めていくことが求められています。
- ・ 今日の都市活動は、行政区域を越えて密接に絡み合っ展開しており、課題を解決する

ためには、広域的な行政対応が求められています。また、新宿区では、区民生活にさまざまなあつれきを及ぼしているホームレス問題を抱えています。この問題についても大都市特有の都市課題として捉え、広域的な対応策が求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 区民等の区政への参画と協働を推進し、地方分権の進展や新たな時代の変化に的確に対応していくため、画一的・硬直的・縦割りといわれる行政の体質を、区民の目線で改善し、迅速かつ的確に課題に対応できる柔軟な組織づくりを推進していきます。また、「計画」から「実施」、「評価」を経て「改善」に至る総合的な区政運営のしくみを、多くの区民の参画を得ながら整備していきます。
- ・ 区民の目線から地域と地域課題を捉え、区民ニーズに的確に対応した区民サービスを提供できる、分権時代にふさわしい行政感覚と現場・現実を重視する職員が育つ環境づくりを推進します。
- ・ 限られた行政資源の有効活用を図り、最小の経費で最大の効果をあげる行財政運営を推進します。また、さまざまな区政課題への継続的な対応と円滑な区政運営のために、地方分権改革が進む中、基礎自治体としての権能と財政基盤の強化にさらに取り組んでいきます。
- ・ 環境問題やホームレス問題など、広域的な取組みを必要とする課題については、国や都、他の自治体との連携を図りながら、対応策を確立し、問題の速やかな解決に努めます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 3 区民自治の確立に向けた行財政運営をすすめるまち

《基本施策》

- 3 - 参画協働に対応した柔軟な行政組織体制の構築

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 区民の参画協働に即した組織運営・意思決定方式の確立
- ・ 区民の参画による基本計画等進行管理のしくみの確立

- 3 - 行政の体質改善の推進と公共サービスの担い手の充実

- ・ 参画と協働に対応した職員の意識改革、能力開発
- ・ 多様な主体による公共サービスの提供と役割分担
- ・ 行財政改革の推進による効率的な行政サービスの提供

- 3 - 地方分権の推進による行財政能力の拡充

- ・ 特別区制度改革の推進
- ・ 事務執行体制の整備

- 3 - 広域的な都市課題への対応強化

- ・ 区民自治の意識啓発の継続と拡大
- ・ 広域的課題解決に向けた多様な主体との協働体制の確立

(4) 各主体の主な役割（例示）

区民： 区政全般に対する計画立案から評価・改善までの参画
区民自治意識の醸成

地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

各団体の主体的なまちづくりへの参画と協働

区（行政）： 区民ニーズに的確に対応した効率的な公共サービスの提供
柔軟で迅速な事務執行体制の整備

安定した健全な財政運営

広域課題解決に向けた、国、都、他自治体との十分な連携

特別区制度改革の推進

区民自治意識の啓発

職員の意識改革と能力開発

区政運営に関する行政評価の改善と進行管理の徹底

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅱ

だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち

Ⅱ－１ 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち

(1) 目指すまちの姿・状態

日々の暮らしの中で、誰もが人として尊重され、性別に捉われることなく、男女が職場、家庭、地域などあらゆる分野に、公平に参画しているまちを実現します。また、子どもたちが地域の人々との豊かなつながりの中で、いじめや虐待から守られ、安心してのびのびと成長できるまちを目指します。さらに、高齢者も障がいのある人も、尊厳を持っていきいきと地域社会の一員として生活できるよう、物理的なバリアや心のバリアのない地域社会の実現を目指します。

(2) 課題

- ・ 人は生まれながらにして、等しく自分らしく幸せに生きる権利を持っています。しかし、現実には、年齢、性別、国籍、障がい等による偏見やいじめ、差別といった人権に関するさまざまな問題が起こっており、人権意識を育む取組みは、まだ十分とはいえません。
- ・ 家庭や職場、地域社会においては、男女の固定的な役割分担意識などの影響により、依然として、さまざまな場面で男女間の格差が存在しています。職場での差別的な処遇やセクシュアルハラスメントを訴える声は後を絶ちません。また、配偶者やパートナーから暴力を受けている女性からの相談が増えており、深刻な問題となっています。
- ・ 子どもたちの間の陰湿で執拗ないじめ、親による虐待、国内外での児童の買春や児童ポルノの氾濫など、子どもの人権をめぐる状況は大変深刻な状況にあります。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 年齢、性別、国籍、障がいの有無などによる偏見やいじめ、差別がなく、お互いがお互いを尊重し合う社会を目指し、人権に対する意識を高めていきます。
- ・ 女性と男性が、互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会を実現するため、一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、実践していけるよう環境づくりを推進します。
- ・ 子ども自身及び保護者が「子どもの権利」や人権についての理解を深められるよう、環境を整備します。また、悩みを持つ子どもが気軽に相談できる体制を整備するとともに、

いじめや虐待から子どもを守る支援の充実を図ります。

- ・ 介護が必要な高齢者に対するプライバシーの侵害や虐待の防止、権利擁護のための、専門相談体制の整備を進めます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 1 - 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち

《基本施策》

- 1 - 人権意識の醸成

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 人権尊重が根付いていくための取組みの推進
- ・ 人権教育の推進
- ・ 社会参加と交流の促進
- ・ 区民の自主的取組みへの支援
- ・ インターネット等を利用した人権侵害の根絶

- 1 - 男女共同参画の推進

- ・ 男女の人権の尊重
- ・ 職場、家庭、地域における男女共同参画の実現
- ・ 区政への女性の参画の拡大

- 1 - 子どもの人権尊重

- ・ 子どもの虐待防止と権利擁護
- ・ 子どもの権利条例の制定

- 1 - 支援を必要とする人々の人権の尊重

- ・ 障がいのある人・高齢者・外国人の人権尊重
- ・ ホームレス等に対する偏見や差別意識の解消

(4) 各主体の主な役割 (例示)

- 区民： 人権に対する意識の醸成
家庭における男女共同参画の推進
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
人権に対する意識の醸成への取組み
地域における男女共同参画の推進
地域で防ぐ児童虐待への取組み
- 事業者： 従業員への人権に対する意識の醸成
職場における男女共同参画の推進
-

区（行政）： 児童虐待予防への取組み
人権に対する意識啓発
男女共同参画社会の形成に向けた職員・区民・事業者への意識啓発
児童・生徒への人権教育の推進
児童・生徒への男女平等教育の充実
児童・生徒へのノーマライゼーションなどの福祉教育の推進

（５）成果指標

（６）関連する主な個別計画

Ⅱ－２ 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

（１）目指すまちの姿・状態

子どもを安心して産み、育てられ、すべての子どもたちがのびのびと健やかに成長できるなど、子育てと子どもの自立に対する支援のしくみが十分整っているまちを目指します。地域が積極的に受け皿となり、地域のサポート体制をつくるなど、子どもを安心して産み育てられる環境を実現します。

（２）課題

- ・ 家庭や地域の子育て力が低下する一方で、子どもと家庭にかかわる問題は複雑・多様化しており、子育てに対する不安が増えています。
- ・ 働きながら子育てをしていくための、家庭と子どもに応じた子育て支援サービスの充実が求められています。また、育児休業などを取りやすい職場環境など、雇用環境の整備も重要です。
- ・ 虐待を受けた子どもとその家庭やさまざまな理由から親と暮らすことのできない子どもたち、ひとり親の家庭、障がいのある子どもなどには、子どもや家庭に対する一般的な支援に加え、特別な支援が求められています。
- ・ 子どもが日常生活の中で、いろいろな世代の人々と交わったり、さまざまな体験や挑戦をする機会が少なくなっています。子どもが遊びや体験を通して、自分で考えて選択し、行動し、その結果は自分の責任だと自覚することは、社会性や協調性を育み、子どもの成長にとって重要であり、そうした取組みが求められています。
- ・ 子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事件が多発しており、子どもたちが地域で安全

に遊び、過ごせる取組みはますます重要となっています。また、子育て家庭が安心して生活できる住まいやまちづくりが求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 子どもを持つすべての家庭が、地域の中で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つよう、さまざまなしくみを整えていきます。
- ・ 都市特有の多様なニーズや時代の変化に対応する子育て支援サービスを提供するとともに、男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、子育てと仕事のバランスが取れる雇用環境の整備を進めます。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもたちや家庭の状況を的確に把握した上で、子どもの健やかな育ちと自立を促進する観点から、子どもと家庭に対してそれぞれのニーズに応じた適切な支援を進めていきます。
- ・ 地域の中に、子どもがさまざまな体験や遊びができる環境や機会をつくっていきます。子どもの居場所づくりの確保を進め、遊びや自主的な活動などを通して、子どもの成長する力を伸ばしていきます。
- ・ 子どもを犯罪や事故等の被害から守るための取組みや、子どもたちが安心して外出できる環境の整備、良質な居住環境の確保などに取組んでいきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

《基本施策》

- 2 - 地域で安心して子育てができるしくみづくり

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 子育てに関する相談・支援体制の充実
- ・ 地域における子育て支援サービスの充実
- ・ 母と子の健康を守る保健医療の充実
- ・ 子育て負担感の軽減

- 2 - 仕事と家庭生活とのバランスの支援

- ・ 時代の変化に対応した保育環境の整備と子育て支援の充実
- ・ 仕事と子育てのバランスが取れる職場環境づくりの推進（ワーク・ライフ・バランス）

- 2 - 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援と自立促進

- ・ 障がいや発達に遅れがある子どもの子育て支援
- ・ ひとり親家庭への支援と自立の促進
- ・ 外国人家庭への支援

- 2 - 子どもの成長に応じた支援

- ・ 子どもの居場所の確保や公園・遊び場の充実
- ・ 小学校を活用した放課後の子どもの居場所の充実
- ・ 高齢者等と子どもの交流促進

- 2 - 子どもの安全と子どもを守る環境づくり

- ・ 子どもを犯罪から守る取組みの充実
- ・ 子どもを交通事故から守る取組みの充実
- ・ 子どもに有害な情報を適切に管理するしくみの強化
- ・ 子育て世帯への住まい支援

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民： 家族の協力による子育て
世代間交流などを通じた子育て支援への参画
家庭での子どもの健康づくり
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
地域の子育て支援活動の充実
親子の居場所づくり
- 事業者： 保育サービスの充実
子育て支援サービスの提供
子育てと仕事のバランスが取れる職場環境づくり
- 区（行政）： 保育サービスの充実
子育て支援サービスの充実や活動の場の提供とその調整
子どもの健全育成の取組みと支援
母子の保健・医療の推進・充実
子どもの安全を守る取組みと支援

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

Ⅱ－３ 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち

(1) 目指すまちの姿・状態

未来を担う子どもたちが多様な考え方や生き方などそれぞれの個性を互いに認め合い、自ら考え、行動できる「生きる力」を育むまちを実現します。また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割に応じた教育の責任を果たし、三者が一体となった取組みを進めるまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 都市化や国際化、少子高齢化の進展により教育を取り巻く学習・教育環境が大きく変化し、子どものモラルや学ぶ意欲の低下が指摘される中で、豊かな人間性を備え、確かな学力と個性や創造力を伸ばす学校教育の充実が求められています。また、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる幼児期の教育の重要性が増してきています。
- ・ 学校教育における多様な課題への対応や学校の自立性・主体性を発揮するための学校支援体制の整備を進める必要があります。また、児童・生徒の減少による小規模校の増加が学校の運営等にさまざまな影響を及ぼしているとともに、学校施設の老朽化も進行しており、教育環境の整備を計画的に進めていくことが求められています。
- ・ 核家族化や地域の地縁の希薄化が進む中、子どもたちが家庭や地域において健やかに成長していくよう、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たしながら、協働と連携のもと、子どもを育てる環境づくりが求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 豊かな人間性と社会モラルを備えた社会人として成長できる心を育てていきます。また、将来の自己実現につなげる「確かな学力」を育み、個に応じたきめ細かな指導の徹底と個性や創造力を伸ばす教育を推進します。さらに、幼児教育の充実を図り、就学前から小学校への連続性を重視した教育を行っていきます。
- ・ 児童・生徒や地域に望まれる特色ある学校づくりや教育の質を高めるための学校支援を行っていきます。また、よりよい教育環境をつくるため、学校の規模や配置について検討を行うとともに、学校施設の計画的な整備を行い、児童・生徒の学習や生活の場としてふさわしい学校づくりを進めます。
- ・ 学校のよりよい教育活動や運営を行うため、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、地域社会全体で子どもたちの健やかな成長を育むよう、家庭や地域における教育力を

高める学習機会の整備や支援を行っていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち

《基本施策》

- 3 - 子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 豊かな心を育む教育の推進
- ・ 確かな学力を育み個性や創造力を伸ばす教育の充実
- ・ 就学前の子どもの健やかな成長を育む幼児教育の充実

- 3 - 学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり

- ・ 学校支援の充実
- ・ 教育環境の整備

- 3 - 家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり

- ・ 地域に開かれた学校づくり
- ・ 家庭・地域における教育力の向上と協働・連携の推進

(4) 各主体の主な役割（例示）

区民： 地域の子どもに対する助言、協力
子どもを地域で育むという意識の連携
学校を地域で支えていくための活動への積極的な参画

地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
子どもの活動への支援
専門的な知識・情報の提供

教育・研究機関：
子どもの活動への支援
専門的な知識・情報の提供
小中学校との連携

事業者： 就労体験など体験学習の場の提供
専門的な知識・情報の提供
子どもの活動への支援

区（行政）： 家庭・学校・地域の連携とそのための環境づくり、取組みへの支援
子どもが活動する機会の提供

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

Ⅱ－４ 生涯にわたって学び、自らを高められるまち

(1) 目指すまちの姿・状態

区民一人ひとりが生涯を通じて、健康で生きがいのある人生を送るため、また自己実現を図るため、趣味や特技を活かして生涯学習やスポーツなどに積極的に取り組むまちを目指します。

(2) 課題

- ・ ライフスタイルや社会が大きく変化する中、暮らしの豊かさや人生の充実感につながる生涯学習の需要がより高まり、多様化しています。また、自発的に学習やスポーツ活動を行っている多くの区民は、活動から得た知識や技術を社会に活かしたいと考えています。
- ・ 生涯学習・生涯スポーツに対する区民のニーズは多種多様化していますが、そうした区民の主体的な活動を支える人材を育成することが求められます。
- ・ 情報の活用や知的価値が重視される中、図書館には、ビジネス支援、医療・健康支援など区民の知りたい要望に応え、的確な情報提供ができるよう、その機能強化が求められています。
- ・ 社会の変化や近年の厳しい雇用情勢の下で、就労の不安定化や親への依存の長期化など、若者の「社会的自立の遅れ」という問題が発生しており、社会全体で若者の自立を促進することが求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 区民一人ひとりが、意欲を持って主体的に多様な学習に取り組めるよう、学習内容や情報提供の充実を図るとともにさまざまな文化・スポーツ等に親しむ機会の充実を図ります。また、学習した成果が地域で活かせるしくみづくりもあわせて進めていきます。
- ・ 区民が、生涯にわたって学習活動を行っていくことを支援するため、活動を行う団体や地域における活動を支える、指導者・コーディネーターなどを育成していきます。

- ・ 区民の主体的な学習を支援する場として、高度で専門的な図書館などと相互連携し、幅広い利用者のニーズに応じた情報を提供できるよう、図書館サービスの充実を図ります。さらに、今後は、新宿区の文化・情報発信基地としての機能強化を図っていきます。
- ・ 若者の社会的自立には、就業による職業的自立、親からの精神的・経済的自立、社会に関心を持ち公共に参画しているかなど、多様な課題を含みます。また、これらの課題は相互に密接に関わり合っています。このため、若者の自立支援にあたっては、施策を総合的、包括的に実施するとともに、自立のありようは一様でないことに留意し、若者一人ひとりにとってふさわしい自立のあり方を考え、その支援を行っていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち

《基本施策》

- 4 - 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 生涯学習活動への支援
- ・ 地域での学び・スポーツの場と機会の確保

- 4 - 生涯学習活動を推進する地域人材の育成

- ・ 地域での学びを支える人材づくり

- 4 - 区民に役立つ使いやすい図書館機能の充実

- ・ 中央図書館機能の充実と整備
- ・ 学習を支える情報センターづくり

- 4 - 次代を担う若者への応援

- ・ 若者の社会的自立の支援

(4) 各主体の主な役割（例示）

区民：
 生涯学習の実践
 家庭で学習・スポーツを楽しむ環境づくり
 鑑賞、創作、表現活動への参画
 スポーツイベントへの参画
 職業能力の向上や自己啓発、職業訓練への主体的な参画

地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
 自主的な学習機会の創出
 生涯学習・スポーツに関する活動の情報交換とネットワーク

-
- 地域スポーツの振興と団体相互交流活動
若者への労働、職場環境に関する相談支援
- 事業者： 生涯学習・スポーツの支援
地域に根ざしたスポーツ活動の推進
専門家による地域への指導・交流
運動施設の空き時間開放
職場体験などの協力・支援
若者への雇用情報提供
- 教育・研究機関：
生涯学習・スポーツの指導者や専門家などの人材の育成
職業能力向上のための情報提供と職業訓練
インターンシップ、進路指導の充実
- 区（行政）： 生涯学習・スポーツ活動の総合的な情報提供
生涯学習・スポーツ活動が円滑に進むための調整
若者の自立支援とそのための情報提供

（５）成果指標

（６）関連する主な個別計画

Ⅱ－５ 心身ともに健やかにくらせるまち

（１）目指すまちの姿・状態

健康に対する意識が高く、区民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組み、地域では、身近なところに健康づくりを実践することができる環境が整備されたまちを目指します。また、充実した保健・医療体制が整備されており、誰もが適切な保健・医療サービスを受けることができるまちを目指します。

（２）課題

- 健康寿命を延ばすためには、がんや心疾患・脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の予防の推進が必要です。健康づくりは区民一人ひとりの意識や自主的な活動によって行われるのが基本です。そのため、区民のライフステージに合わせた自主的な健康づくりを推進していくことが求められています。
- 健康づくりのため、また最近では、介護予防の観点からも、健康づくりに適度のスポー

ツを行うことが求められています。

- ・ 新型インフルエンザ やSARS 等の新たな感染症問題、狂牛病等の食の安全の問題、また、アスベスト問題 やシックハウス問題 など、多様化する健康問題への的確な対応が求められています。また、ストレス社会といわれる近年、多くの人々がさまざまなストレスを抱え、うつ病になる人も増えています。うつ病は適切に対応せずに長引くと時には自殺の要因となるので、心の健康を守るしくみをつくっていく必要があります。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 区民自らが健康づくりを実践するよう、健康に対する意識の啓発を行っていきます。医療機関等と連携し、各種検診の受診率向上を図るとともに、運動・栄養・休養の調和がとれた望ましい生活習慣の普及を促進し、生活習慣病 の予防を図ります。また、病気で長期療養することになっても、住み慣れた地域で適切な保健・医療サービスを受けられるよう、サービス体制を整備します。
- ・ 健康づくりが行えるよう、子どもから高齢者まで多くの区民が身近な地域で気軽にスポーツに親しむことができる環境を整えていきます。
- ・ 区民の安全を守るため、特に社会的影響の大きな感染症については、事態が発生した場合の体制の強化を図ります。また、区民の健康を守るため、食品の監視指導・検査や情報提供を充実し、食の安全の向上を図ります。さらに、区民が健康で安心して暮らせる生活環境を確保するため、住まいの衛生水準や居住環境の向上を図ります。心の健康については、講演会やセミナー等を実施し、うつ病等についての正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、区民が気軽に相談できる専門医などによる相談事業を実施し、問題の早期発見に努め、必要に応じて治療への勧奨を図ります。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 5 心身ともに健やかにくらせるまち

《基本施策》

- 5 - 一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 区民自ら主体となる健康づくり
- ・ 生活習慣病 予防の推進
- ・ がん予防の推進
- ・ 食育 の推進

- ・ 多様化する健康危機への対応（感染症対策、食品の安全確保対策の充実等）
- ・ こころの健康づくりの推進
- ・ 生活衛生の推進

（４）各主体の主な役割（例示）

- 区民： 健康に対する意識の向上
健康づくりの実践
地域における健康づくり活動への参画
望ましい食習慣の形成
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
健康づくりについての学習・実践の場の提供
地域における健康づくり活動の実践
- 医療機関など：専門的な相談・情報の提供
安心できる医療サービスの提供
地域の健康づくり活動との連携
- 事業者： 従業員の健康増進
感染症などへの危機管理体制の確立
- 区（行政）： 意識啓発事業、情報提供
地域における健康づくり活動への支援
健康づくりのための環境整備
地域医療体制の充実
感染症など危機管理への総合的な体制づくり

（５）成果指標

（６）関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅲ

安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち

Ⅲ－１ だれもが互いに支え合い、安心してくらするまち

(1) 目指すまちの姿・状態

疾病や障がい、介護が必要などさまざまな境遇にあっても、地域の人々との支え合いにより、住み慣れた地域の中でその人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 毎日の生活の中で、または長い人生において、障がいや疾病、高齢化、失業等により、一人ひとりの努力だけでは解決できず、何らかの支援を必要とする境遇になることがあります。
- ・ 5人に1人が65歳以上という高齢社会を迎えようとする中、区民の誰もが介護を必要とする状態になったり、家族など身近な人を介護する立場になる可能性が高くなっています。
- ・ 自分や家族が介護を必要となった場合でも、人は尊厳を持って住み慣れた地域で自分らしい生活を営む権利があります。しかし、現状では、障がいや介護の状況にあった地域で暮らし続けるための在宅・施設サービスの整備は未だ十分とはいえない状況にあります。
- ・ 疾病や失業等により自分の努力だけでは自立して生活することが困難な状況に陥った人々や、一人暮らしの高齢者などを地域社会で支えていくことが必要となっています。しかし、都市化の進んだ新宿区では、近所づき合いが希薄になるなど地域社会の結びつきが弱くなっており、支えを必要とする人々が地域社会の中で孤立する懸念があります。
- ・ 長く続いた不況の影響から、生活保護を受ける人の増加傾向が続いています。特に、新宿区はホームレスの自立支援は大きな課題です。また、ホームレスが地域の公園などに居続けることにより、地域住民との間にあつれきが発生するケースも見られます。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ すべての区民が暮らしの中で健康維持・介護予防が気軽にできる環境を整備します。
- ・ 介護が必要となった時に、住み慣れた地域の中で必要なサービスが受けられるよう、相談体制の確保や、サービス・施設の整備を進めます。また介護を行う家族が抱えるさまざまな身体的・精神的負担を軽減し、家族の健康・生活を守ります。

- ・ 障がいのある人とその家族が、それぞれの状態に応じて地域で安心していきいきと生活できるサービスの充実を図ります。
- ・ 一時的に自立した生活が困難な状況にある人が、個々の状況に合わせて自立した生活が営めるよう、就労や地域社会への参加などそれぞれの人に合った支援を行います。
- ・ 地域の人々がさまざまな境遇にある人を支える体制整備の促進、支援を行います。
- ・ 生活に困窮している人に対し、最低限度の生活を保障するとともに、地域社会の一員として自立した生活が送れるよう支援します。真に困っている人の最後のセーフティネットとして生活保護制度が機能し、すべての区民が自立し安定した生活を送れるようにします。
- ・ ホームレスに対しては、東京都と共同して就労による自立支援を促進し、社会生活への復帰を後押しします。また、NPOとも連携し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい自立支援を進めていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 1 だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち

《基本施策》

- 1 - 高齢者とその家族を支えるサービスの充実

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 在宅・施設サービスの充実
- ・ 認知症・うつ対策の推進
- ・ 介護予防事業の推進
- ・ 介護に関する情報提供、相談体制の充実
- ・ サービスの利用支援と質の確保
- ・ 高齢者等の安全・安心の確保

- 1 - 障がいのある人とその家族の生活を支えるサービスの充実

- ・ 支援サービス体制の整備
- ・ 地域社会での生活を支援する在宅サービスの充実
- ・ 施設サービスの充実

- 1 - 住み慣れた地域で支え合うしくみづくり

- ・ 地域社会での相互支援のしくみづくり

1 - セーフティネットの整備・充実

- ・ 生活を支援する体制の整備・充実（セーフティネット）
- ・ ホームレスの自立支援

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民： 高齢者、障がいのある人への理解推進
在宅介護を支える家族への協力
地域での声かけや安否確認、地域福祉活動への参画
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
地域福祉活動の実施、支援
地域への情報提供
- 事業者： 介護・福祉サービスの提供
地域福祉活動への参加・支援
福祉サービス第三者評価結果など区民への情報公開
- 区（行政）： 介護・福祉サービスのサービス供給体制の整備・基盤整備
地域福祉活動への支援、コーディネート
高齢者、障がいのある人への相談体制の充実
関係機関などとの連携強化
セーフティネットの整備

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

Ⅲ－２ だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち

(1) 目指すまちの姿・状態

誰もが生きがいを持ち、豊かな気持ちで日々を暮らし、生涯にわたって活躍することのできるまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 高齢者の約8割は介護等の必要もなく自立して元気に活動しています。かつては仕事中心の生活を送ってきた人も、高齢期を迎え、退職した後には地域社会で活動したいと考える人が増えています。こうした高齢者が能力を活かして生きがいを感じながら暮らすことのできる環境づくりが求められています。
- ・ 障がいがあっても、一人ひとりの個性や能力にあった自立した生活を行うことができる条件整備が求められています。また、新宿区では都市空間のバリアフリー化は進んできて

いますが、障がいのある人が自由に行動するには不十分です。

- ・ 住まいは毎日の安定した暮らしを支える最も重要な基盤であり、欠くことはできません。高齢者や障がいのある人、失業した人など、自立した生活が困難となりつつある人も含め、すべての区民が住宅を確保できるよう支援していく必要があります。
- ・ 区民の2割が高齢者となる中で、区内の住宅の6割以上が高齢者等のための設備がありません。また、住宅の老朽化が進んでいる地域も見られます。安全で安心した生活を送るために、誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境の整備が求められています。
- ・ 区民の1割が外国人となる中で、言葉やコミュニケーションの問題等により、外国人が必要な行政サービスを十分に受けることができないケースがあります。外国人が区民として必要なすべての行政サービスが受けられる環境整備が必要です。
- ・ 区民として暮らす外国人が増加する中で、生活習慣の違いやコミュニケーション不足等により、外国人と日本人との間であつれきが生じるケースも見られます。外国人と日本人が互いに理解し合い、ともに暮らしやすい環境づくりに取り組むことが求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 住民、NPO、行政等の協働により、疾病や障がいのある人、その介護をしている人、経済的に困難な状況にある人など、あらゆる立場の人が生きがいを持ち、心豊かに暮らすことのできる社会環境を整備します。
- ・ 自らの経験や能力を活かし、地域で社会参加できるよう、高齢者や、今後退職等を迎える方を対象に、さまざまな情報提供や参加の機会づくりなどの支援を行っていきます。
- ・ 障がいのある人の社会参加や自己実現、スポーツ・趣味活動が行いやすくなるよう、施設等の整備とともに、必要な制度の整備や心理的な負担軽減なども含めた環境整備や支援を行います。また、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、物理的なバリア、制度的バリア、心のバリアを取り除くため、総合的な取り組みを推進します。
- ・ 職業訓練や就職のあっせんなど、障がいのある人の就労を支援します。
- ・ 高齢者や障がいのある人などさまざまな状況にある人が、それぞれのニーズに即した住宅に住むことができるよう、既存の公共住宅の活用や事業者等と連携した多様な住宅の供給、住み替え等に対する支援などを行います。
- ・ 人々が利用する建物や公園、道路、公共交通機関など、区民の生活を取り巻く空間を、誰もが暮らしやすい「ユニバーサルデザイン」の考え方を基本としたまちづくりによって改善していきます。
- ・ 長期的な視野に立ち、情報提供の充実など外国人への行政サービス利用の支援を強化するとともに、多文化共生社会の実現に向けた外国人と日本人のコミュニケーションの支援や相互理解を推進します。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 2 だれもがいきいきと暮らし、活躍できるまち

《基本施策》

- 2 - 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 地域において高齢者が生きがいを持って社会参加できる機会の拡大
- ・ 高齢者が能力を発揮して働ける環境づくり

- 2 - 障がいのある人の社会参加・就労支援

- ・ 障がいのある人の自立と社会参加の促進
- ・ 障がいのある人が地域で生活しながら働き活動できる環境づくり
- ・ さまざまなニーズに応じた重層的な就労支援

- 2 - 安定した居住を確保できるしくみづくり

- ・ 高齢者などの住まいの安定確保
- ・ 住宅ストックの有効活用等によるセーフティネット機能の向上

- 2 - だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり

- ・ 災害に強く防犯性の高い住まいづくりの推進
- ・ 分譲マンション等の適正な維持管理及び再生の支援
- ・ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

- 2 - 外国人と日本人がともに暮らしやすいまちづくり

- ・ 総合的な生活支援体制の構築（相談体制の充実、防災等のさまざまな情報の提供等）
- ・ コミュニケーション支援（情報の多言語化、日本語等の学習支援等）
- ・ 多文化共生の意識づくりの推進（生活習慣などの違いに対する相互理解の促進等）
- ・ 外国人が活動しやすく、暮らしやすい環境づくり（外国人の参加のしくみづくり等）

（4）各主体の主な役割（例示）

- 区民： 積極的な社会参加、自己実現活動
高齢者、障がいのある人の社会参加支援
住み続けられる住まいづくり
外国人と日本人の相互理解、支援
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
高齢者、障がいのある人の社会参加支援

	地域への情報提供
	区内在住外国人への支援
事業者：	高齢者・障がいのある人の雇用促進と働きやすい環境づくり 良質な住宅の供給
区（行政）：	高齢者・障がいのある人の社会参加・就労、自立等への支援 良質な住宅供給の誘導 多様な住宅の供給 区内在住外国人への支援

（５）成果指標

（６）関連する主な個別計画

Ⅲ－３ 災害に備えるまち

（１）目指すまちの姿・状態

「減災 社会」を目指し、区民と区の協働により、地域ぐるみで防災に取り組んでいく体制づくりや大規模災害に強い都市づくりなど、災害に強い人とまちをつくり、安心して生活でき、逃げないですむまちを目指します。

（２）課題

- ・ 近年、全国各地で大規模自然災害により大きな被害が発生する事例が見られ、災害が発生した際に区民の安全を確保する緊急・応急対策の充実が求められています。
- ・ 昼間人口を多く抱える新宿区にとって、震災時の帰宅困難者 対策は大きな課題であり、対策の強化が求められています。また、超高層ビル群や大規模地下街、繁華街など、多くの人々が集まる場所での災害対策も大きな課題です。
- ・ 全国的に異常気象により集中豪雨が多発し、地盤の雨水浸透力の低下による水害などが増加しており、神田川や妙正寺川を有する新宿区においては、治水対策の一層の強化が強く求められています。
- ・ 「首都直下型地震」がいつ起きてもおかしくないと言われている中で、地域の防災力向上のための取組みの強化が必要となっています。地域の防災力向上のためには事前の備えが不可欠ですが、平時には防災意識は薄れがちであり、意識を高揚させるための取組みの強化が求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 地震等の災害に強いまちづくりを進めるため、橋りょう、駅等の都市施設 や建築物の耐震化や不燃化など都市空間の防災性向上に取り組めます。
- ・ 災害が発生した時に、被害を最小限にとどめ、区民の安全を確保し、生活を維持していくために、防災拠点や避難施設の整備・充実を図ります。
- ・ 都市型水害に備えるため、神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の整備やハザードマップ 等による啓発活動など、総合的な治水対策を促進します。
- ・ 区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、被災時に互いに助け合う体制を構築し、地域社会の災害への対応能力を向上します。また、災害時要援護者 に対する安全対策や災害時の医療体制の整備を進め、地域の防災力を強化します。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 3 災害に備えるまち

《基本施策》

- 3 - 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 公共空間の防災機能の強化
- ・ 建築物等の耐震化・不燃化の促進
- ・ 都市施設 の安全性の向上
- ・ 電線類の地中化による道路の防災機能の強化

- 3 - 防災拠点と避難施設の充実

- ・ 防災拠点となる災害対策本部及び地域本部充実
- ・ 広域避難場所 における避難者への支援の充実
- ・ 避難施設の充実

- 3 - 総合的な治水対策の促進

- ・ 河川及び下水道施設整備の促進
- ・ 公共施設の雨水流出抑制の推進
- ・ ハザードマップ 等による啓発活動

- 3 - 災害に強い人づくり

- ・ 一人ひとりの防災意識・災害時の対応力の向上
- ・ 災害時要援護者 に対する防災安全対策の推進
- ・ 地域の防災力の向上

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民： 災害に対する家庭での備え
訓練や講習会への参加
避難の経路、場所及び方法についての確認
建物の耐震・耐火性の把握と改善
地域防災力強化に対する協力
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
要援護者の把握と地域相互支援ネットワークづくりなど、災害時対応の連携
地域における災害時の危険性の把握と情報共有のための支援
災害に強い都市づくりへの参加
- 事業者： 事業所の災害に対する安全確保
従業員の防災に関する知識や技術の習得、帰宅困難者 対策
建物の耐震・耐火性の向上
災害に強い都市づくりへの参加
- 電気・ガス・水道・通信事業者：
災害に強い施設の整備
災害時におけるライフライン の迅速な復旧
- 消防： 災害情報の迅速な公表
区民の自主的な防災活動への支援
- 区（行政）： 地域防災計画に基づく体制づくり
防災まちづくりの推進
防災に関する啓発と訓練の実施
災害に強い都市づくりへの情報提供と支援
都市基盤の整備と都市防災不燃化の推進
公共施設の防災性の向上

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

Ⅲ－４ 日常生活の安全・安心を高めるまち

(1) 目指すまちの姿・状態

すべての区民が、日々の生活のあらゆる場面で不安を感じることなく、安全に暮らすことのできるまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 安全安心のまちづくりに対する関心が高まり、地域における防犯活動も活発に行われていますが、依然として犯罪に対する区民の不安は解消されておらず、より一層の取り組みが求められています。
- ・ 子どもが被害者となる犯罪や、ひったくり、空き巣等身近な犯罪が多く発生しており、地域の目で犯罪を防ぐ力を高めることが必要となっています。
- ・ 区内の交通事故件数は依然として高い水準にあり、道路交通環境の安全性向上が求められています。
- ・ 高齢社会の到来は、高齢者が交通事故に被害者としてだけでなく、加害者にもなるという問題を生み出しています。
- ・ 多様化する詐欺行為など一般市民を対象とした犯罪が増加し、誰もが被害者となる不安を感じています。
- ・ 悪質商法や契約上のトラブル、食品の安全性など消費生活に関する相談や苦情は増加し、深刻化しており、消費者問題への的確かつ速やかな対応が求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 区民の防犯意識を高揚し、それぞれの地域の実情にあった活動や警察・消防との連携を通じ、犯罪がまちの中で起こりにくい状態を目指します。
- ・ 安全性に課題のある道路の環境改善を進めるとともに、自動車利用者、自転車利用者、歩行者などあらゆる立場の人々への交通安全教育を強化します。
- ・ 高齢者をはじめ、犯罪被害者となりやすい人々への啓発や情報提供、相談等の対応を強化し、関係機関・団体との連携協働のもとに、常に最新の消費生活問題に的確に対応していきます。
- ・ 消費者への情報提供、消費者教育の推進等、消費者の自立を支援する施策を充実するとともに、相談体制の強化を図り、関係機関・団体との連携により、多様化・複雑化している消費者問題への的確に対応していきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 4 日常生活の安全・安心を高めるまち

《基本施策》

- 4 - 犯罪の不安のないまちづくり

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 地域が主体となった安全対策の推進
- ・ 犯罪が発生しにくい環境づくりの推進

- 4 - 交通事故のない安心なまちづくり

- ・ 安全な道路交通環境の整備
- ・ 交通安全教育の強化

- 4 - 消費者が安心して豊かに暮らせるまちづくり

- ・ 消費生活に関する知識の普及啓発・講座等の実施
- ・ 消費生活相談機能の強化
- ・ 消費者への情報提供の充実

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民： 自分のまちは自分で守る意識の向上
防犯活動への主体的な参加
交通ルールの遵守
悪質商法等にあわないための情報・知識の収集、意識向上
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
地域での防犯意識の向上と体制づくり
交通安全運動の推進
消費生活問題に関する意識啓発への協力
- 事業者： 道路への商品はみ出し陳列防止の徹底
法律を遵守した適切な商行為の推進
- 警察： 犯罪発生情報の的確な公表
区民の自主的な防犯活動への支援
交通安全運動の普及・啓発
詐欺などの厳格な取締り
- 区（行政）： まちの安全点検の推進
防犯に関する啓発と防犯活動への支援
交通安全運動の普及・啓発
交通環境の整備
消費生活相談と情報提供の充実

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅳ

持続可能な都市と環境を創造するまち

Ⅳ－１ 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

(1) 目指すまちの姿・状態

ごみの減量、リサイクルしやすい商品の利用、無駄の少ないエネルギー利用など、日々の暮らしの中で、環境に負荷をできる限りかけない生活スタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより、環境と調和するまちをつくり、未来に引き継いでいきます。

(2) 課題

- ・ 限りある貴重な資源を効果的に利用するために、大量生産、大量消費、大量廃棄型ではない持続可能な資源循環型の社会システムを確立することが求められています。
- ・ 平成 17 年 2 月に京都議定書 が発効し、国民一人ひとりが温室効果ガス の排出削減目標の達成に向けて取り組む必要があり、新宿区においてもそのための具体的な対策を進めることが求められています。
- ・ 来街者の多い駅周辺を中心に、路上喫煙やごみのポイ捨てなどへの対策を強化するとともに、騒音など活発な経済活動に伴う生活環境への悪影響を抑制することが求められています。
- ・ 地球環境への負荷を軽減し、生活環境や自然環境を守り育む取組みを推し進めるために、すべての世代に対する環境に関する啓発や環境学習の充実が求められています。また、環境保全の視点に立った総合的なまちづくりが求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 区民、事業者、区がそれぞれの立場に応じて、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を実践し、ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組むことにより、資源循環型社会を構築していきます。
- ・ 区民、事業者、区がそれぞれの立場に応じて、エネルギーの効率的な利用や無駄の少ない生活・事業スタイルを確立することなどにより、温室効果ガス の排出削減や地球環境保全のためのさまざまな取組みなど地球温暖化対策を進めていきます。
- ・ きれいなまちを目指し、区民、事業者等と協力して、路上喫煙禁止、ポイ捨て防止等の

指導・啓発や地域の美化活動の実践などを積極的に進めていきます。また、事業者に対する適切な指導により、活発な経済活動と生活環境とが調和したまちづくりを進めます。

- ・ 学校教育や生涯学習の場における環境教育の機会を充実するとともに、環境学習に役立つさまざまな情報の区民、事業者等への提供を強化し、情報や活動の拠点となる環境学習情報センターの機能の強化を図ります。また、区民、事業者等との連携により、環境全般にわたる総合的な施策を進めます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

《基本施策》

- 1 - 資源循環型社会の構築

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ ごみの発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進
- ・ 資源の分別収集の拡充
- ・ 資源循環型の生活スタイル確立に向けた事業者・区民への啓発の強化
- ・ 省エネルギー・低コスト化の推進

- 1 - 地球温暖化対策の推進

- ・ 事業者の省エネルギーへの取組みの促進・支援
- ・ 区民の省エネルギーへの取組みの促進・支援
- ・ 地球環境にやさしい交通・まちづくり
- ・ エネルギー消費量の低減を図るための施策の展開

- 1 - 良好な生活環境づくりの推進

- ・ 公害の防止と良好な生活環境の保全
- ・ 路上喫煙防止対策の推進
- ・ ポイ捨て防止と美しいまちづくりの推進
- ・ まちの美化の推進

- 1 - 環境の視点に立った総合的な施策の推進

- ・ 環境学習・教育の推進
- ・ 環境学習情報センターの機能充実
- ・ 環境保全型まちづくりの推進

(4) 各主体の主な役割 (例示)

区民： 環境にやさしい生活スタイルの実践

	環境保全活動への積極的参画
	ごみの減量化とリサイクルの実践
	ごみの排出やまち美化のための公共空間利用のためのルールの遵守
地域組織、NPO、コミュニティグループなど：	
	環境保全活動の推進
	リサイクルの推進
	ごみの排出ルールの徹底
事業者：	環境にやさしい事業スタイルの実践
	環境保全活動への積極的参画
	環境マネジメントシステムなどによる率先行動
	商品包装の簡素化等によるごみの発生抑制
	リサイクルの推進
	排気、騒音など事業活動に伴う周辺環境への配慮
区（行政）：	環境マネジメントシステムなどによる率先行動
	環境保全活動の普及・啓発・支援
	地球温暖化対策の推進
	ごみの減量化とリサイクルの推進
	公害対策の推進
	環境学習・環境教育の推進

（５）成果指標

（６）関連する主な個別計画

IV－２ 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

（１）目指すまちの姿・状態

新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図り、やすらぎと潤いのあるまちを目指します。

（２）課題

- ・ 新宿区のみどりは年々失われており、残された貴重なみどりを保全・育成するとともに、新たな都市のインフラの一つとしてみどりを創出する取組みが求められています。
- ・ 神田川や妙正寺川、外濠など新宿区の水辺空間は周辺の都市的な土地利用、空間利用の

中で十分に活用されておらず、その再生と活用が求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 新宿区の外周に沿った神田川、妙正寺川などの水辺とそれに連続するみどりをつなぎ、「水とみどりの環」として、都市に潤いを与えるみどりの骨格を形成していきます。また、新宿御苑周辺、落合斜面緑地などのまとまったみどりを「7つの都市の森」として位置づけ、みどりの保全・拡充を図っていきます。
- ・ 樹木や樹林などの貴重なみどりを保全するとともに、まちづくりを進める中で地域にみどりが広がるよう地域緑化を推進していきます。
- ・ 生き物が生息できるよう自然やそれに近い環境を保全・再生していきます。また、まちを歩く人が心地よさを感じられるよう目に見えるみどりを増やすとともに、神田川、妙正寺川などを自然と調和した水辺空間として整備し、水やみどりに親しめる環境づくりを進めていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

《基本施策》

- 2 - 水とみどりの骨格の形成

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 水とみどりの環の形成
- ・ 7つの都市の森のみどりの拡充

- 2 - みどりを残し、まちへ広げる

- ・ みどりの保全・活用
- ・ みどりのまちづくりの推進

- 2 - 水やみどりに親しめる環境づくり

- ・ 目に見えるみどりの整備
- ・ 貴重な自然の保全と再生
- ・ 潤いのある水辺空間の整備

(4) 各主体の主な役割（例示）

区民： 敷地・建物の緑化と保全の推進

みどりと水辺の保全と創出のための地域活動への参画
地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
みどりと水辺の保全と創出のための地域活動
事業者： 事業所敷地・建物の緑化の推進
みどりと水辺の保全と創出のための地域活動への参画
区（行政）： 公共空間におけるみどりと水辺の保全・創出
みどりと水辺の保全・創出に関する情報提供

（５）成果指標

（６）関連する主な個別計画

Ⅳ－３ 人々の活動を支える都市空間を形成するまち

（１）目指すまちの姿・状態

都市機能が高度に集積し、多くの人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、都市の骨格となる道路・交通施設等を充実するだけでなく、歩く人にやさしい歩行空間や利用しやすい公共交通機関の充実したまちを目指します。

（２）課題

- ・ 人々の活動を支えるための利用しやすい公共交通の整備や適正な自転車利用を支える都市環境の整備が求められています。
- ・ 新宿で暮らし、活動するすべての人々が快適に過ごすことができるよう、人と環境に配慮した道路環境の改善が求められています。
- ・ 都市機能の高度な集積に対応し、円滑なアクセスが可能な道路や都市の基幹となる公園の拡充が求められています。
- ・ 高齢社会への対応や障がいのある人の社会参加促進に向けて、誰もが自由に行動できる人にやさしい都市空間づくりが求められています。

（３）施策

１）施策の基本的考え方

- ・ 公共交通機関の利便性向上の促進、支援や交通結節点の整備による乗り換えの円滑化な

ど、公共交通の利用促進のための取組みを進めます。また、自転車利用を支える環境を整備し、適正な自転車利用を進めます。

- ・ 人と環境に配慮した道路空間の改善を図り、歩行空間の確保と快適な空間の形成を進めます。
- ・ 幹線道路の拡充や交通需要の適切なコントロールなど、渋滞のない快適な道路交通ネットワークの形成を図ります。また、都市の基幹となる公園や橋りょうの整備を進めます。
- ・ 新宿駅及びその周辺の道路や公共施設等のバリアフリー化を推進し、国際的な賑わい交流を創造する中心とし、魅力ある都市空間づくりを進めていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち

《基本施策》

- 3 - だれもが自由に行動できる都市空間づくり

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 公共交通の整備
- ・ 交通結節点の整備
- ・ 自転車利用を支える都市環境づくり
- ・ 人にやさしい都市空間づくり

- 3 - 人と環境に配慮した道路等の整備

- ・ 車中心から人間中心への道路の整備
- ・ 都市基盤を支える道路・公園・橋りょう等の整備

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民： 自転車利用のマナー向上
高齢者・障がいのある人の移動への理解と支援
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
地域の交通環境改善に向けた課題の明確化と共有
交通環境改善への支援
- 事業者： 道路・交通体系の整備への協力
駐車場・駐輪場の整備
公共的に利用される建物のバリアフリー化
新たな移送サービス
- 区（行政）： 道路・交通体系の整備
安全な歩行環境づくり
道路・橋りょう・公園の維持・管理
-

放置自転車対策の推進
公共施設のバリアフリー化の推進
関係機関との連携強化

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅴ

まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち

Ⅴ－１ 歴史と自然を継承した美しいまち

(1) 目指すまちの姿・状態

まちなみや建造物などの歴史的景観や、高低差の大きい変化に富んだ地形、みどりや水辺などの自然景観と調和した、個性的で美しい景観に配慮したまちづくりの実現を目指します。

(2) 課題

- ・ 景観をそれぞれの地域が有する資源と捉え、地域特性に応じた良好な景観を守り、育て、次世代に受け継いでいくことが求められています。
- ・ 経済効率のみを重視した建築行為等によって個性的なまちなみが損なわれる事例が増加しています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 地域特性に応じた細やかな単位での景観誘導や多様な主体との連携により、地域特性に応じた景観まちづくりを進めていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 1 歴史と自然を継承した美しいまち

《基本施策》

- 1 - 地域特性に応じた景観の創出・誘導

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 地域特性に応じた、細やかな単位での景観誘導
- ・ 多様な主体との連携による景観まちづくりの推進

(4) 各主体の主な役割（例示）

区民： 良好な景観づくりへの参画

地域組織、NPO、コミュニティグループなど：

良好な景観づくり活動

事業者： 良好な景観づくりへの協力

区（行政）： 良好な景観づくりの情報提供

良好な景観づくり施策の展開

（５）成果指標

（６）関連する主な個別計画

V-2 ぶらりと道草したくなるまち

（１）目指すまちの姿・状態

歩くのが楽しくなるまちづくりを進めるとともに、誰もが安心して利用できる身近な公園や広場を充実させ、地域に住む人だけでなく来街者にとっても、歩きたくなり、ふと立ち寄りたくなる魅力ある楽しいまちを目指します。

（２）課題

- ・ 新宿に住み集う人が潤いとやすらぎを感じながら散策できるよう、また、多くの人が集い賑わう新宿駅周辺を誰もが快適に歩くことができるよう、歩行者空間を整備していくことが求められています。
- ・ 新宿区の公園は画一的な整備内容のものが多く、また、設備が老朽化し、安全面や利用しやすさにおいて課題があると思われる公園があります。今後は誰もが利用しやすく、区民が誇れる地域の公園として整備・管理・運営していくことが求められています。
- ・ 多くの人が集い訪れる魅力とポテンシャルのある新宿では、まちを新たな都市空間として活用していくための取組みやしくみづくりが求められています。

（３）施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ みどりと潤いのある散策路や安全な歩行空間を整備するとともに、新宿駅周辺における歩行者ネットワークを整備し、誰もが歩きたくなる歩行者空間を充実していきます。
- ・ 地区の公園を、誰もが楽しく、安全に利用できるよう整備を進めるとともに、改修の際

の計画案づくりや維持管理を地域住民と協働で行うことにより、地域の特色を活かした区民が愛着を持てる公園づくりを進めます。

- ・ 道路空間、公園、公共施設、オープンスペースなどを、区民の生活や活動の場（地区の庭）として、また多くの人が集まり、交流し、活躍できる場として、環境整備やしゅくみづくりを行い、まちの「広場的利用」を推進します。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 2 ぶらりと道草したくなるまち

《基本施策》

- 2 - 楽しく歩けるネットワークづくり

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ みどりとゆとりある歩行空間の整備
- ・ 回遊性のある歩いて楽しいまちづくり

- 2 - 魅力ある身近な公園づくりの推進

- ・ 地域個性を踏まえた、魅力あふれる地域の公園づくり
- ・ 地域に密着した公園サポーター制度の拡充

- 2 - まちの「広場的利用」の推進

- ・ コミュニティガーデン（地区の庭）づくり
- ・ オープンカフェ、オープンマーケットの取組み支援

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民： 身近な環境整備への参画
道路・交通体系の整備への理解と協力
地域の公園・道路等の計画づくり・維持管理への協力
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
地域の公園・道路等の計画づくりへの参画
- 事業者： まちの「広場的利用」の参加・協力
- 区（行政）： 道路・交通体系の整備
魅力的な歩行環境づくり
公園・道路の維持・管理
まちの「広場的利用」の推進
関係機関との連携

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

V-3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち

(1) 目指すまちの姿・状態

地域の個性や魅力を十分に活かした地域主体のまちづくりを進め、人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市として愛着が持てるまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 区民の生活者としての視点に基づくまちづくりを進めていくため、区民が能動的、自発的に地域のまちづくり活動に参加できるしくみが求められています。
- ・ 地域の個性や魅力を活かしたまちづくりを検討していくため、まちに関わる多様な主体の参画とともに、勉強会の開催や専門家の派遣などの支援を行う必要があります。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 地域の個性を活かしたきめ細かなまちづくりを進めるため、特別出張所の単位を基本に住民、地域団体、NPO、企業等の多様な主体によりまちづくりを支えるしくみをつくっていきます。
- ・ 地区計画等のまちづくり制度を活用しながら、住民主導による地区の個性を活かしたまちづくりを進めていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち

《基本施策》

- 3 - 地域主体のまちづくりとそれを支えるしくみづくり

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 多様な主体によるまちづくりのしくみづくり
- ・ 地域の個性を活かしたまちづくり

-
- ・ 住民主導による地区の個性を活かしたルールづくりによるまちづくり

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民： 地域の個性を活かしたまちづくりへの協力
住民主導による地区の個性を活かしたルールづくりへの参画
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
地域の個性を活かしたまちづくりへの協力、参画
地域整備のしくみづくりへの参加
- 事業者： 地域の個性を活かしたまちづくりへの協力、参画
- 区（行政）： 都市基盤の整備促進
地域個性を活かしたまちづくりへの支援
住民主導によるまちづくりへの支援

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅵ

多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していく

まち

Ⅵー1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち

(1) 目指すまちの姿・状態

新宿は、豊かな伝統や歴史が息づき、多様な文化が育まれ、新たな最先端の文化も生み出されています。これらの文化を広く発信していくまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 文化の創造や、文化を支える人材の育成・活用など、ソフトの環境整備が必要となっています。
- ・ 区民が文化・芸術に触れる機会を拡げるためには、文化・芸術に関する確かな情報を横断的、効果的に共有し、発信、提供していくことが求められています。
- ・ 将来の文化・芸術を担う内外の若手アーティストやスタッフが、集い、交流し、創作する環境の整備が必要です。
- ・ 区民が享受者としてだけでなく、表現者として、また、愛好家や支援者として、文化の一翼を担うことができるようしくみづくりが求められています。
- ・ 新宿には、活気溢れる多くの若者が集います。こうした若者のアイデアや活力をまちの魅力を高めるために活かすしくみづくりが必要です。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 地域の誇りや愛着を育むために、地域にゆかりのある文化人や地域に埋もれている歴史や文化財などを掘り起こし、保存し、伝えていくしくみづくりをしていきます。
- ・ 専門家や愛好家などによる価値ある文化、生活情報を広く区民に発信、提供していくしくみやネットワークづくりをしていきます。
- ・ 文化、芸術の発展のために、新しい、若い才能を受け入れるための環境整備をしていきます。
- ・ さまざまな文化、芸術に触れあう機会や体験を通じて、子どもたちをはじめとした次代を担う人材を育成し、文化の継承、発展を図っていきます。

-
- ・ 各地から多く集まる若者が活躍できる機会や場を提供して、若者が生み出す新たな文化を支援していきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち

《基本施策》

- 1 - 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 文化財保護の推進
- ・ 文化・歴史を活かしたまちづくり
- ・ 新宿の文化・歴史資源の発信

- 1 - 区民による新しい文化の創造

- ・ 新しい文化創造を担う人材の育成
- ・ 若者のアイデアを形にする場の提供と支援のしくみづくり

- 1 - 文化・芸術創造の基盤の充実

- ・ ホンモノの文化・芸術と触れ合う機会の拡充
- ・ 専門家や愛好家、地域団体等とのネットワークづくり

(4) 各主体の主な役割（例示）

区民： 文化・芸術の鑑賞・創作・表現活動への参画
歴史や伝統文化の理解、保存と継承
文化・芸術を継承、発展、創造していく人材の育成

地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
歴史や伝統文化の保存と継承
文化・芸術に関する活動の情報交換や多様な場づくり

事業者： 文化・芸術に関する企業支援
自主的な文化・芸術活動の展開

区（行政）： 文化・芸術に関する活動の支援と情報の発信
歴史や伝統文化の保存と継承の支援

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

VI-2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち

(1) 目指すまちの姿・状態

新宿の持つ歴史と異種産業の混在集積した都市特性とを活かし、活気ある産業を呼び起こし、新宿ならではの新たな産業を生み出していくとともに、企業の事業活動拠点としても魅力的なまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 特定地域に集積する特徴ある産業や伝統や文化を担う業種などの競争力を強化し、地域の特性に合わせた産業として支援していくことが求められています。
- ・ 異種産業の融合は新しい産業を生む潜在力となっています。それらの異種産業間の交流の機会をより多く提供することが必要です。
- ・ 情報産業、ファッションやアート産業、伝統産業・地場産業等の創造性を活かした新しい試みを支援していくことが求められています。
- ・ 地域の特性を活かしたまちの活性化や地域が抱える課題をビジネスの手法により解決していくしくみづくりが求められています。
- ・ 産業の創造的な担い手となる人材の育成やマネジメント能力のある人材の活用を目指して、産学公の連携を進めることが求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 伝統産業・地場産業における技能の保存、継承、発展に努め、文化、芸術との連携のしくみづくりを支援します。
- ・ 新宿の持つ歴史と異種産業の混在集積した都市特性を活かした新しい産業の創造、起業を支援します。
- ・ 伝統産業・地場産業や個性的な文化・観光産業などを、新たな創造型産業として振興を図ります。
- ・ 空き店舗の活用など商店街の活性化や地域のニーズに対応したコミュニティビジネスの育成を図ります。
- ・ 学校、企業、地域などと連携して、産業を支える創造的な人材、マネジメント能力のある人材を育成するとともに、若者の就業・創業を支援し、雇用の安定を図ります。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち

《基本施策》

- 2 - 新宿の魅力や高付加価値な情報を発信する産業の創造

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 《チャレンジする中小企業・人》への総合的支援
- ・ 文化芸術との融合による新産業の創出支援
- ・ 新宿の魅力を発信する都心商業・サービス業の活性化

- 2 - 伝統産業・地場産業の活性化、地域におけるさまざまな新しいビジネスの誕生

- ・ 伝統産業・地場産業の活性化や新たなものづくり産業への支援
- ・ 地域を基盤とした新たなビジネスの創造への支援

- 2 - 産業を支える創造的な人材の確保と、雇用の安定

- ・ すぐれた能力と意欲ある人材の育成・支援
(人づくり(学校教育と専門教育・生涯学習)との連携)
- ・ 若者の就業・創業支援

(4) 各主体の主な役割 (例示)

- 区民： 起業へのチャレンジ
伝統産業・地場産業の理解、保存と継承
産業関連のイベントや事業への参画
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
区民や事業者に対する情報提供
産業関連のイベントや事業の企画・実施
- コミュニティビジネス の手法による地域課題の解決
- 教育・研究機関：
新たな研究分野の開拓
企業、区との連携
創造的な担い手、マネジメント能力のある人材の育成
- 事業者：
異業種交流による新分野の開拓、進出
地域に密着した企業活動
伝統産業・地場産業などの後継者育成
都市特性を活かした新しい産業の創出
創造的な担い手、マネジメント能力のある人材の育成
- 区(行政)： 産業の活性化のための基盤整備

創業・起業・就業の支援
異業種交流の促進
産業に関する情報提供

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

VI-3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

(1) 目指すまちの姿・状態

働き場の場、学びの場、遊びの場としての多様な魅力を高めて、区民が誇れ、来訪者がまた訪れたい交流とふれあいのあるまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 観光情報の収集・提供、観光施策の企画・調査・実施など多様な主体の協力、連携による体制の整備が求められています。
- ・ 新宿にある豊富な魅力や文化・観光資源について、情報の収集・整理・共有・発信を進め、新宿の持つ魅力を再発見・再認識できる環境の整備が求められています。
- ・ 店主の高齢化や空き店舗の増加などによる商店街の空洞化や消費者ニーズの多様化など商店街を取り巻く環境の変化への対応が求められています。
- ・ 新宿が創造・発信している最先端の情報、歴史・文化資源、観光資源などを活かし、国内外の交流を推進していくことが求められています。
- ・ 文化・芸術や産業にかかわる団体、専門家、国、都、他区市町村、企業、NPO などの連携のあり方を検討していくことなどが求められています。
- ・ 戦後半世紀以上を経過し、戦争の悲惨さを直接に継承する人が少なくなっている中で、若い世代に平和の大切さの認識を一層深めていくことが大切です。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 新宿の文化・観光を案内・発信するため、関係機関と連携・協働して、PR体制の整備を進めます。

- ・ 多様性や懐の深さといった新宿らしさを十分に楽しめる観光資源、観光ルートなどの環境整備を進めます。
- ・ 地域特性に合わせた、個性的で魅力ある商店街づくりを支援し、地域のコミュニケーションの場、ふれあいの場として、商店街の活性化を図ります。
- ・ 国内、国外から多くの来訪者があるまちの特徴を活かして、市民同士の文化交流などを支援し、ふれあいの場を提供していきます。
- ・ 地域の伝統産業に従事する専門技術者や芸術家との交流を促進して、付加価値の高い新宿ブランド、地域ブランドの確立を目指します。
- ・ 区民一人ひとりに平和の大切さ、尊さを再認識してもらうために、さまざまな機会で、平和意識の普及、啓発に努めていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

- 3 - ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

《基本施策》

- 3 - 新しい文化・観光の創造・発信

《基本施策の具体的内容の例示》

- ・ 新たな文化・観光の芽を育むしくみづくり
- ・ 新たな情報発信のしくみづくり
- ・ 新宿ブランド、地域ブランドの発信
- ・ 繁華街の刷新と新たな大衆文化の発信
- ・ 新宿文化・観光ビューローの創設
- ・ 若者の活気を活かしたイベントの充実

- 3 - 文化と観光・産業との連携

- ・ 企業と文化・芸術家との交流・連携促進
- ・ 歩いて楽しむ「まちなか」観光の振興

- 3 - 誰もが、訪れたい活気と魅力あふれる商店街づくり

- ・ 個性的で顔の見える商店街づくりへの支援
- ・ まちづくりと連携した商店街の活性化支援

- 3 - 平和都市の実現と豊かな国際・国内交流の推進

- ・ 平和意識の醸成
- ・ 海外友好提携都市との市民レベルの相互交流
- ・ 友好都市等との住民同士の相互交流

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民： 地域の魅力づくりへの参画
地域商店街の活用、イベントなどへの参画
来訪者への情報提供、交流、ふれあいの場づくり
平和に対する意識の醸成
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
区民や事業者に対する情報提供
商店街に関するイベントや事業の企画・実施
観光資源の保護、活用の促進
- 事業者： 魅力的な店舗づくり
商店街振興への参加・協力
周辺的生活環境への配慮
文化、観光情報の発信・提供
- 区（行政）： 多様な主体との連携促進や支援
観光情報の提供、観光資源などの環境整備の支援
商店街への支援
国際・国内交流の推進
平和に対する意識啓発

(5) 成果指標

(6) 関連する主な個別計画

3 まちづくり方針

前章で掲げた「将来の都市構造」を受けて、新宿区のまちづくりを総合的に推進していくため、土地利用や都市交通等の7つに分け、部門ごとの基本的な考え方と方針を次のとおり示します。

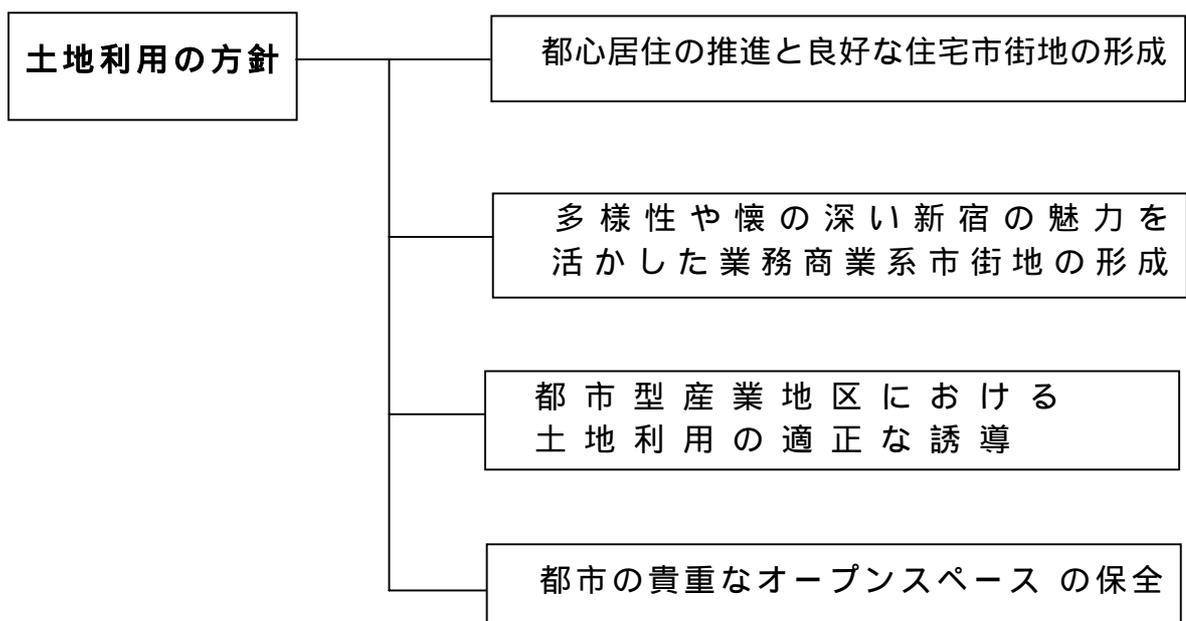
3 - 1 土地利用の方針

(1)基本的な考え方

新宿区の土地利用は、新宿駅西口を中心とする超高層の業務商業ビル群から落合の低層戸建住宅地まで、世界最大規模の繁華街から歴史の面影を残す風情ある商店街まで、懐が深く、多様性に富んでいます。今後も、このような多様性を活かし、人々が住み、働き、学び、遊ぶ、都市のまち・都市の広場として、住・職・学・遊の機能が融合した複合的な土地利用を誘導していきます。

そのために、住環境の保全とまちの安全性の向上、人と環境が調和した潤いのある市街地の形成に向け、地区計画 等のまちづくり制度を活用して、きめ細かな土地利用の誘導を行っていきます。このため、区の約8割の区域に地区計画 等を定めることを将来目標に、地区の特色を活かしたまちづくりを積極的に進めていきます。

とりわけ、新宿駅周辺は先導的な業務機能を担う拠点として、また、商業、文化、居住機能等が集積する魅力ある都心として、都市機能の高度化と都市環境の更なる向上を図ります。木造住宅密集地域 においては、地区計画 制度や東京都条例の新防火地域の指定等を活用し、建築物の不燃化や耐震化を推進し、災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。



(2)土地利用の方針

都心居住の推進と良好な住宅市街地の形成

人が住み続けられるまちとして、良好な住環境の保全・形成を図ります。また、職住近接の都心居住を積極的に実現するとともに、地区の特色に配慮した土地利用を推進していきます。

a.低層 住宅地区

戸建住宅を中心とする低層住宅等により形成されてきた地区です。低層共同住宅等への建替えが進み、みどりの減少が見られます。本地区では、良好な住環境の維持形成を図り、みどり豊かな住宅地としてのまちづくりを進めていきます。

低層住宅地区の市街地整備区分及び各地区の方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方針
低層保全地区	・保全型の地区計画の策定やみどりの憲章、緑地協定、建築協定などによる計画的なまちづくりを推進します。
低層個別改善地区	・地区のまとまりを維持しながら、適正な敷地規模の土地利用を誘導し、修復・改善型まちづくりを推進します。

b.低中層 住宅地区

低層及び中層住宅を中心とする市街地で、住機能と店舗、事務所等との適切な共存を図っていく地区です。戸建住宅や低中層の集合住宅等を中心とする住宅地として、区民との協働で地区計画等を活用して、都心居住の魅力を活かした低中層市街地の形成を図ります。

低中層住宅地区の市街地整備区分及び各地区の方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方針
低中層保全地区	・戸建住宅と中層集合住宅の調和した良好な都市型住宅地として、地区計画等を活用し整備します。
低中層個別改善地区	・地区の特色を考慮した良好な住環境へと改善するため、地区計画等を活用し整備します。
低中層基盤整備地区	・木造住宅が密集した地区で、地区計画制度等を活用して、道路等の都市基盤の整備や建築物の不燃化や耐震化を推進します。

c.中高層 住宅地区

土地区画整理事業等により道路や公園等の都市基盤が整備された中高層住宅地で、現在の住環境を維持しながら、周辺環境と調和した都市型住宅地の形成を図ります。

中高層住宅地区の市街地整備区分及び各地区の方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方針
中高層住宅整備地区	・道路や公園等の都市基盤が充実した都市型住宅地として、住環境の維持向上と周辺環境と調和した建替えを誘導します。

低層は高さ10m程度、低中層は高さ20m程度、中高層は高さ30～40m程度以上を想定

多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした業務商業系市街地の形成

新宿の都市構造を踏まえ、多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした、業務商業系市街地の形成を進めます。

新宿駅周辺を、業務商業の機能に加え、みどりの豊かな快適なアメニティの中心として位置づけ、歩行者の回遊性の向上や賑わいの創出を図ります。また、高田馬場、四谷、神楽坂の各地区を、地区の個性を活かした魅力ある質の高いまちに育てます。

a. 創造交流地区

新宿駅周辺は、東京の広域業務商業機能の一翼を担い、先導的な中枢業務機能を担う業務商業拠点の形成を目指し、情報文化、業務、娯楽機能等からなる多様性を持つまちの賑わいの創出を図ります。また、みどり豊かで快適なアメニティの中心として位置づけ、回遊性の高い観光・交流拠点として、魅力の向上を図ります。

創造交流地区の市街地整備区分及び各方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方 針	
国際的な中枢業務機能拠点地区	新宿駅西口エリア	・超高層ビル群を中心とした先導的な中枢業務拠点と多様な賑わい・交流空間の形成を図ります。また、特定街区 や市街地再開発事業 等の都市計画手法を活用してオープンスペースの創出と賑わいのあるまちなみの形成を進めます。
	新宿駅東口エリア	・高度な商業集積、多様な魅力を持つ繁華街、異国情緒あふれる通りなどの特色を活かし、国際的な商業機能と業務、娯楽、文化、交流機能の融合したまちづくりを進めます。
	新宿駅周辺の回遊性の確保	・新宿駅周辺を回遊する歩行者動線を整備拡充し、広域業務商業地としての魅力の向上を図ります。
都心居住推進地区	・住・職・遊が近接し、業務商業施設と複合した利便性の高い集合住宅等の整備を誘導します。	

b. 賑わい交流地区

住宅機能と商業機能が融合し、交通の要所であるとともに業務商業施設の集積と学生のまち高田馬場地区、新宿通り沿道の業務・商業施設を軸とした四谷地区、江戸の文化を継承し路地など昔ながらの情緒を残す神楽坂地区を、地区の賑わい・交流の中心として、また、地区に根ざした商業・文化の拠点として、地区の個性を活かした魅力ある質の高いまちに育てます。

c. 生活交流地区

区内の各駅の周辺を地区の生活中心として、周辺の商店街の振興、賑わいのあるまちなみの形成、歩きやすい道路空間づくりなどを進めます。

d. 幹線道路沿道地区

幹線道路及びその沿道は、みどり豊かな道路整備と魅力的な沿道建築物の整備誘導を図ります。また、建築物の不燃化を促進し延焼遮断帯としての機能を強化していきます。

幹線道路沿道地区市街地整備区分及び各方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方 針
賑わい交流骨格整備地区	・明治通り及び新宿通りから中央通りの沿道で、魅力ある業務商業機能の集積や歩行者空間の回遊性の向上を図り、賑わいや交流の骨格となるように誘導します。
幹線道路沿道整備地区	・利便性の高い都市活動や都市生活を支える土地利用の誘導を図るとともに、建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯としての機能の強化を図ります。

都市型産業地区における土地利用の適正な誘導

a. 都市型産業地区

都市型産業と住機能が共存し、産業環境と居住環境が調和する、職住近接の市街地の形成を誘導します。また、土地利用状況の変化に応じ、地区計画 制度等を活用しながら、地区の特色に合わせた適切な土地利用の転換への誘導を図っていきます。

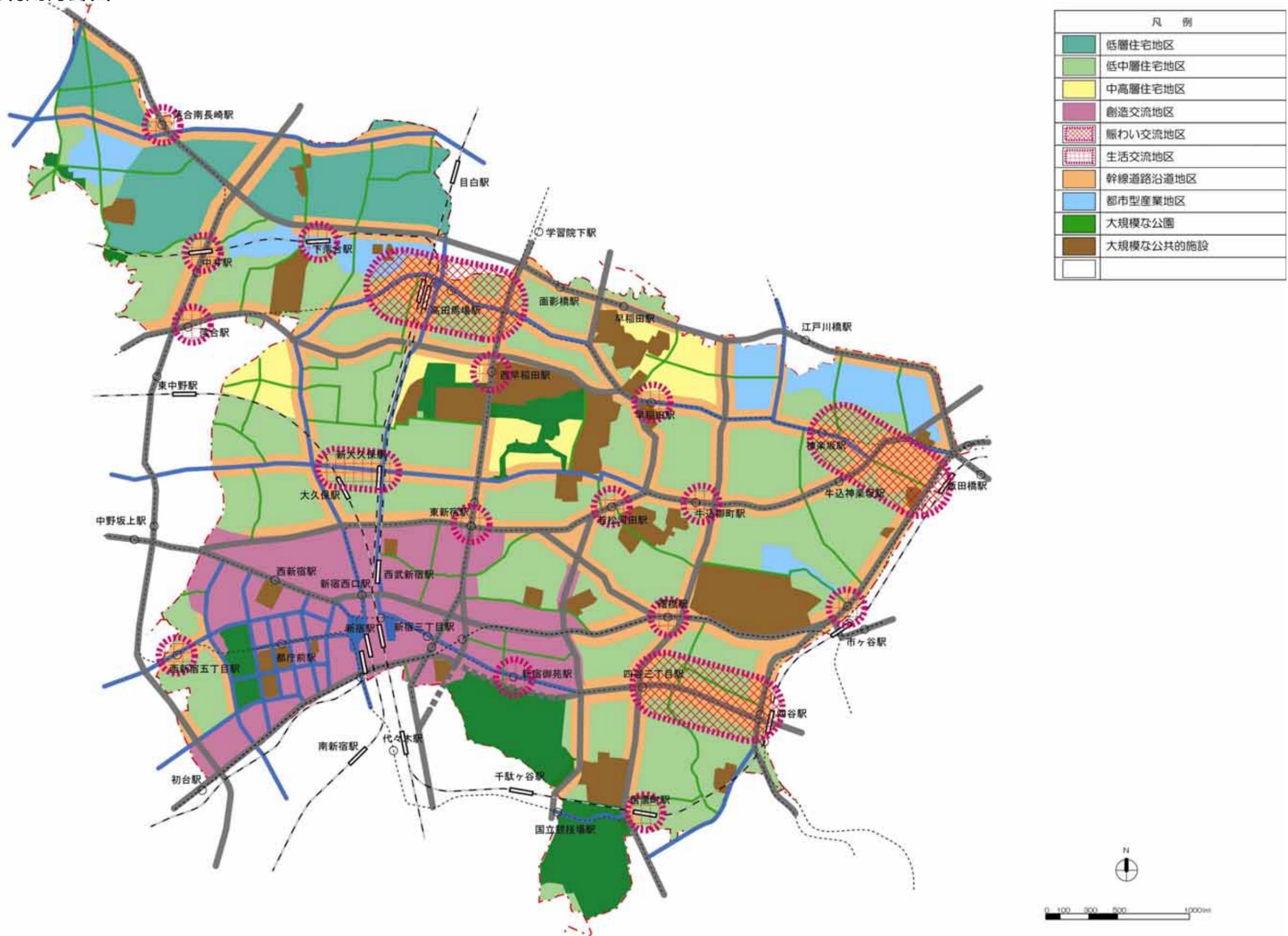
都市の貴重なオープンスペースの保全

大規模な公園や大学キャンパス等のみどり、公共施設・寺社等のみどりなどを、都市における貴重なオープンスペースとして保全していきます。また、企業等の移転跡地については、オープンスペースとしての機能が確保されるように土地利用を誘導していきます。

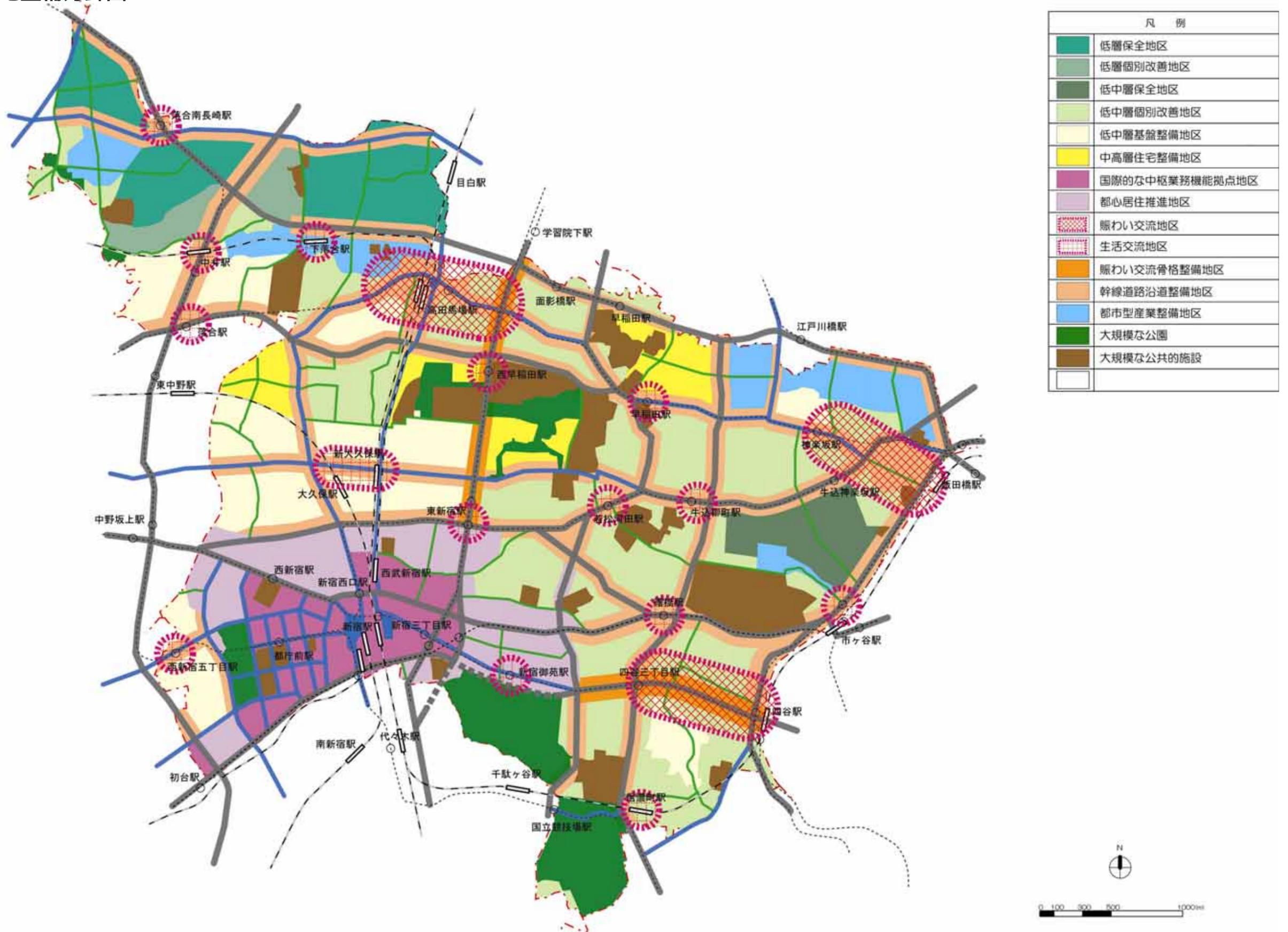
オープンスペースの市街地整備区分及び各地区の方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方 針
大規模な公園	・明治神宮外苑や新宿御苑等の大規模公園を、身近なオープンスペースとして、また、都市防災や都市気候の緩和、健全な生態系を維持する自然の拠点として、維持・整備を促進します。
大規模な公共的施設	・大規模なキャンパスを持つ教育機関(大学や高校等)や大規模な病院、公共施設等のオープンスペースを、身近な都市のみどりとして、みどりの保全・整備を誘導していきます。

(3) 土地利用方針図



(4) 市街地整備方針図



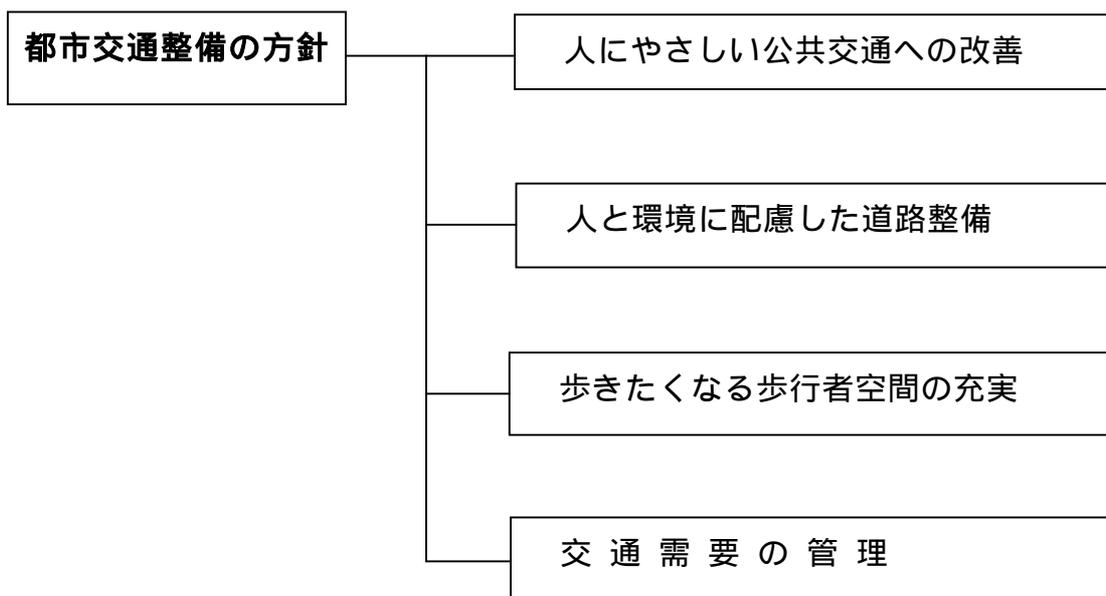
3 - 2 都市交通整備の方針

(1)基本的な考え方

車から人へ、自動車が主役のまちから歩く人が主役のまちへと転換するための都市交通施策が求められています。新宿区内の自動車交通量は飽和状態であり、通過交通を適切に処理するための都市計画道路の整備を進めるという交通供給の施策とともに、使いやすい公共交通機関の整備や市街地への自動車交通を抑制する、交通需要管理 の考え方を進めることが重要になってきています。

新宿区は、公共交通が便利なまちであり鉄道や地下鉄網の整備は一定の水準に達していますが、今後も、都市交通における公共交通の役割を一層高め、鉄道やバス等の利便性の向上を図るとともに、駅施設や道路のバリアフリー化、乗り換えの利便性の向上、コミュニティバス、LRT等の新たな交通システムの検討などを進めていきます。

また、新たな道路空間のあり方を検討し、道路を交通機能だけでなく、イベントやオープンカフェなど多様な都市の活動の場として捉え、楽しくなるみちづくりを進めていきます。



(2)都市交通整備の方針

人にやさしい公共交通への改善

都市交通における公共交通の役割を一層高め、鉄道やバスの利便性の向上を図っていきます。また、駅施設やその周辺のバリアフリー化、駅前広場などの充実を図っていきます。さらに、自転車レーンや自転車駐車場の整備など自転車の利用環境の向上やコミュニティバス、LRT(新型路面電車)などの新たな交通システムの導入についても検討します。

a.公共交通の整備

項目	方針
鉄道網の整備	・西武新宿線の複々線化等による混雑の緩和や、開かずの踏み切りの解消を図ります。
新しい交通システムの検討	・コミュニティバスの運行、バスレーンの整備、タウンモビリティ、LRT(新型路面電車)等の導入を検討します。

b.交通結節点の整備

項目	方針
駅施設の整備	・新宿駅や高田馬場駅等の駅施設及び駅周辺のバリアフリー化を推進します。
駅前空間の整備	・新宿駅東口や中井駅の駅前広場を整備します。

人と環境に配慮した道路整備

通過交通を適切に処理できる幹線道路は、地区住民の意見等を踏まえ、周辺環境に十分配慮しながら整備を進めていきます。生活道路は、買物、散策、交流などの多様な活動が繰り広げられ、生活空間として、歩行者の安全性、快適性の確保に努めるとともに、道路のバリアフリー化を進めていきます。

また、細街路については、防災性の向上を目指し、建築基準法や地区計画制度などにより、拡幅整備を進めていきます。

幹線道路と生活道路それぞれの機能と方針は次のとおりです。

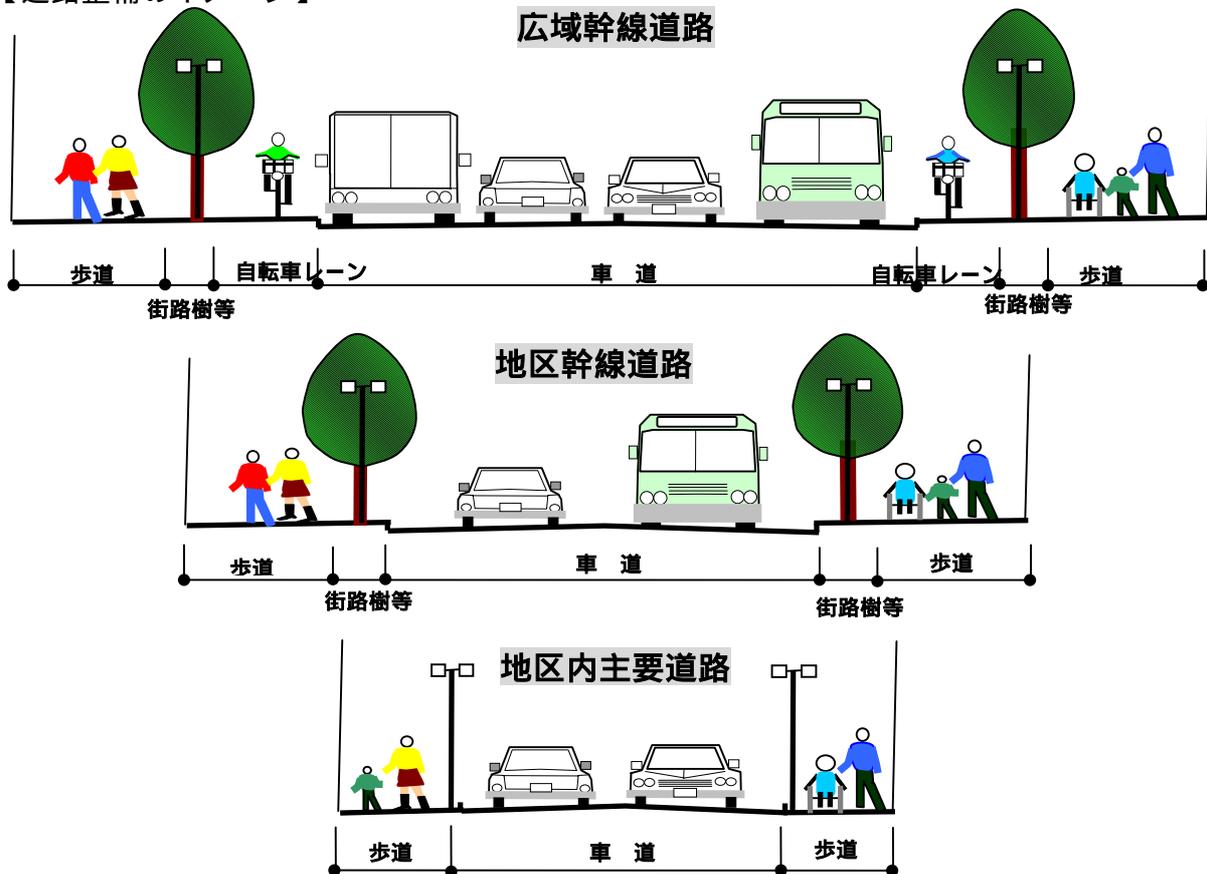
a.幹線道路

名称	機能	方針
広域幹線道路 (概ね幅20m以上)	・広域的な自動車交通の処理を担う道路 ・沿道建築物の不燃化を促進し防災性を高める道路	・道路整備を促進するとともに延焼遮断帯となる沿道建築物の不燃化を促進します。 ・街路樹の整備や道路のバリアフリー化、自転車レーンの設置、道路の無電柱化等を進め、歩道を快適に利用できる工夫をします。
地区幹線道路 (概ね幅員16m以上)	・広域幹線道路を補完する道路 ・沿道建物の不燃化を促進し防災性を高める道路	・地区内の生活・交通環境に十分配慮した整備と緑化の推進を図ります。 ・街路樹の整備や道路のバリアフリー化、道路の無電柱化等を進め、歩道を快適に利用できる工夫をします。

b.生活道路

名称	機能	方針
地区内主要道路 (概ね幅員 8m以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の主要な生活道路として地区の中心軸になる道路 ・コミュニティ空間を形成する道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の交通を処理するのみならず、地区の環境の向上や防災性の向上に資する道路整備を進めます。 ・自動車の相互交通及び歩車道分離を原則とし、分離できない道路については歩道のカラー化を図る等地区の環境に配慮した整備を進めます。
主要区画道路 (概ね幅員 6m以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・区画道路の中で主要なもので地区内主要道路を補完する道路 ・緊急車両等の通行を確保する道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の速度を抑制する多様な方策と災害時の消防活動を考慮した整備を進めます。 ・ハンプ や狭さく 等の設置と一方通行などの交通規制と組み合わせた通過交通及び速度抑制を進めます。
区画道路 (概ね幅員 4m以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者や自転車等の日常動線となる道路 ・緊急車両等の通行を確保する道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区細街路拡幅整備条例 に基づいた道路の整備を進めます。 ・防災上・居住環境上特に整備が必要な地区は、地区計画 制度等を活用して、防災の観点から整備を進めます。

【道路整備のイメージ】



歩きたくなる歩行者空間の充実

新設する道路はもとより、既設道路についても歩道の拡幅整備等により、歩行者空間の充実を図り、歩きたくなる歩行者空間を整備していきます。新宿駅周辺では、歩行者空間の混雑緩和を図り商業拠点における回遊性を高めるために、道路の無電柱化、新宿通りのモール化などを検討していきます。また、オープンカフェ やイベントの開催等道路空間の多様な活用について検討し、沿道の商店街や地区との協働により道路の魅力的な活用を図ります。さらに、学生のまち高田馬場、商業地の四谷、路地のまち神楽坂などの賑わい交流地区では、地区の歴史や特色を活かした魅力ある歩行者空間として、歩行者系幹線道の充実を図っていきます。

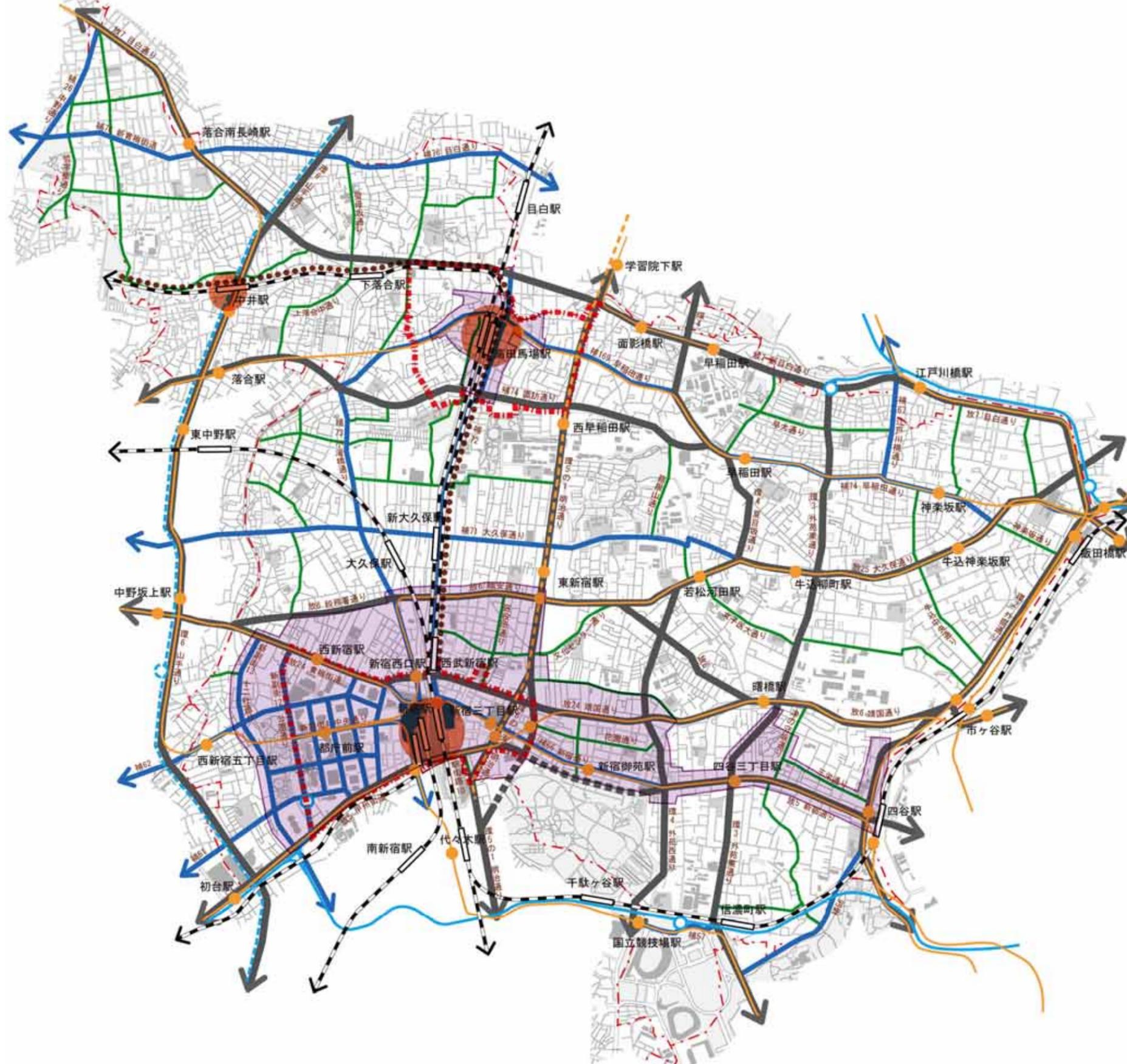
項目	方針
歩行系ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿駅周辺の回遊性を高める東西自由通路の早期実現を図ります。 ・新宿駅西口周辺の地下歩行者通路やペDESTリアンデッキ 等、歩行系ネットワークの整備、拡充を図ります。 ・新宿駅東口周辺の自動車の流入規制、新宿通りのモール化 の検討、歩行者天国やオープンカフェ 等道路空間の魅力的な活用を検討します。
歩行者空間の質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・道路のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン の視点に立ったみちづくり、道路の無電柱化を推進します。 ・公共サインの整備、休息場所の確保等人にやさしくわかりやすいみちづくりを進めます。 ・神楽坂に代表される歴史を感じさせる路地の保全など、地区の歴史や特色を活かした魅力ある歩行者空間の充実を図ります。
歩行者空間の量的拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・神田川、妙正寺川、外濠等の水辺の散策路、戸山公園、神宮外苑、新宿御苑等のまとまったみどりや土の散策路、歴史を偲ばせる坂道など快適で文化の香りや潤いのある散策路などの整備を推進します。

交通需要の管理

円滑な都市交通を維持していくためには、自動車の交通需要の抑制や分散を誘導する交通需要の管理が大切です。公共交通機関の整備と利用促進を図るとともに、生活道路内への流入抑制やスピード抑制、交通アセスメント 等の実施、適正な自転車の利用促進や利用環境の整備等を進めます。

項目	方針
生活道路への自動車流入と速度の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路における歩行者の安全性の確保のため、交通規制と組み合わせて、ハンプ や狭さく の整備や、歩道部分の明示などにより通過交通の抑制及び速度の抑制を図ります。
交通アセスメント等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業 等の大規模な開発や不特定多数が集中する大規模な商業施設などの建設計画に際しての、事業者と道路管理者などが連携し、交通アセスメント 等を実施します。
適正な自転車の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺や大規模施設における自転車駐車場の整備、自転車レーンの整備を促進します。 ・身近で環境にやさしい自転車の利用を誘導します。 ・適正な自転車等の利用を促進するため、利用に関するマナーやルールのお知らせを図ります。

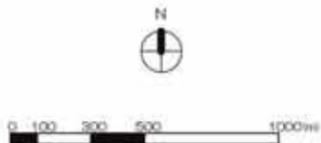
(3) 都市交通整備方針図



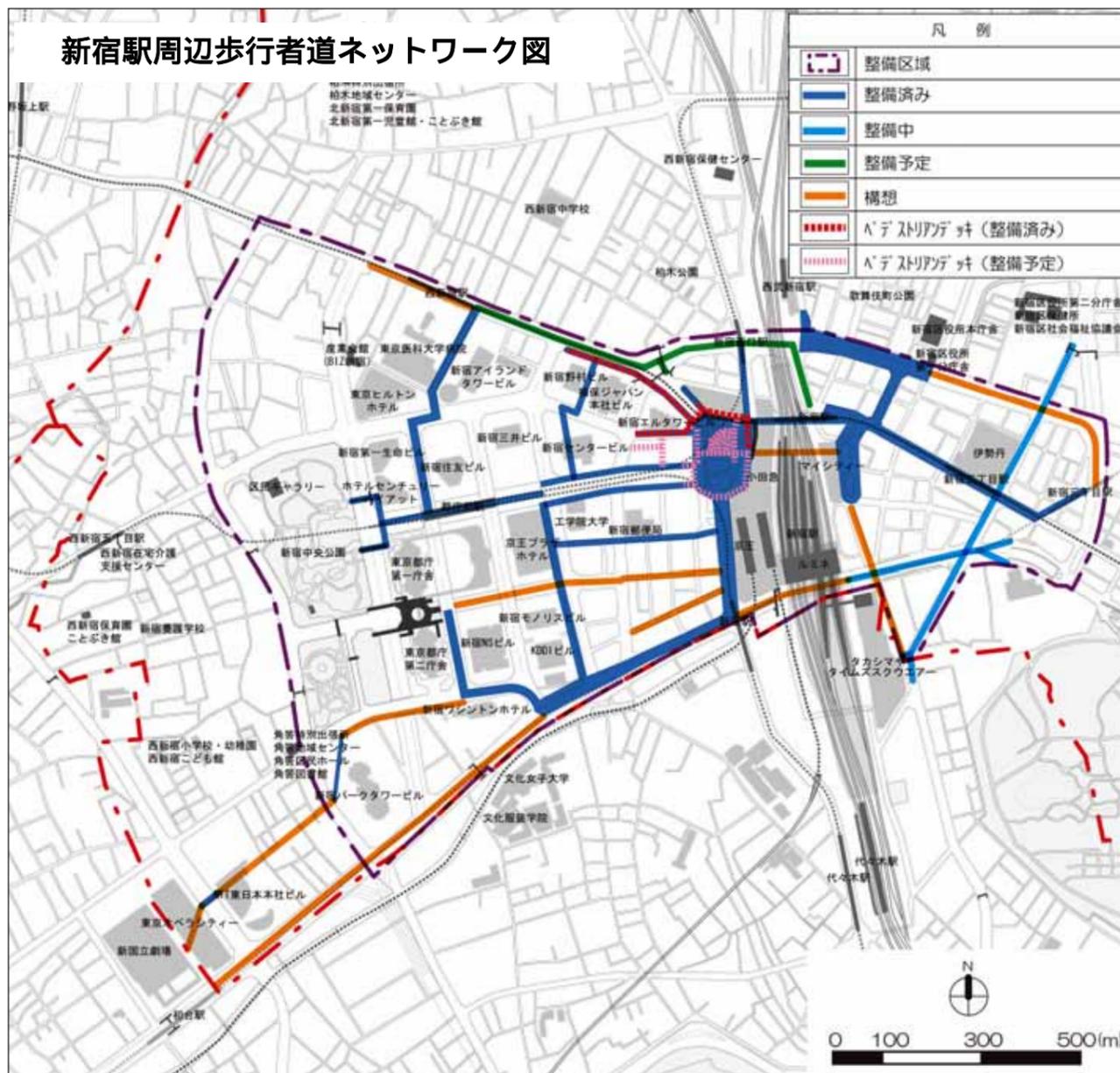
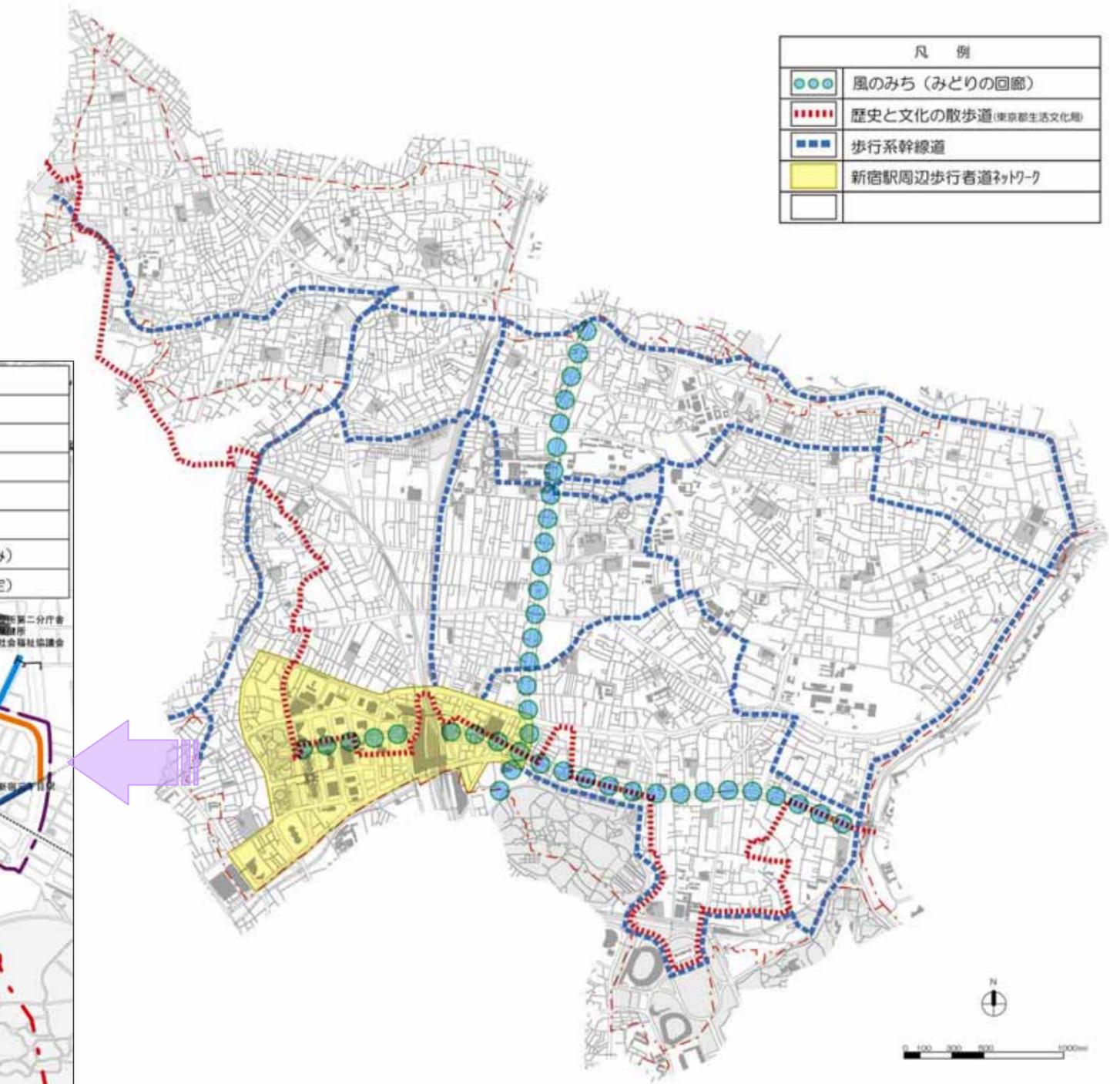
凡 例	
	広域幹線道路
	地区幹線道路
	地区内主要道路
	首都高速道路 (○はランプ)
	首都高速中央環状新宿線整備促進
	鉄道
	地下鉄
	地下鉄副都心線整備促進
	西武新宿線複々線化事業
	駐車場整備地区
	駅周辺整備の促進
	交通バリアフリー重点整備地区

凡 例	
環○	環状第○号線
放○	放射第○号線
補○	補助第○号線
新副街○	新宿副都心街路第○号線
駅街路○	新宿駅付近街路第○号線

※○部分は路線番号



(4) 歩行系ネットワーク図



3 - 3 防災まちづくりの方針

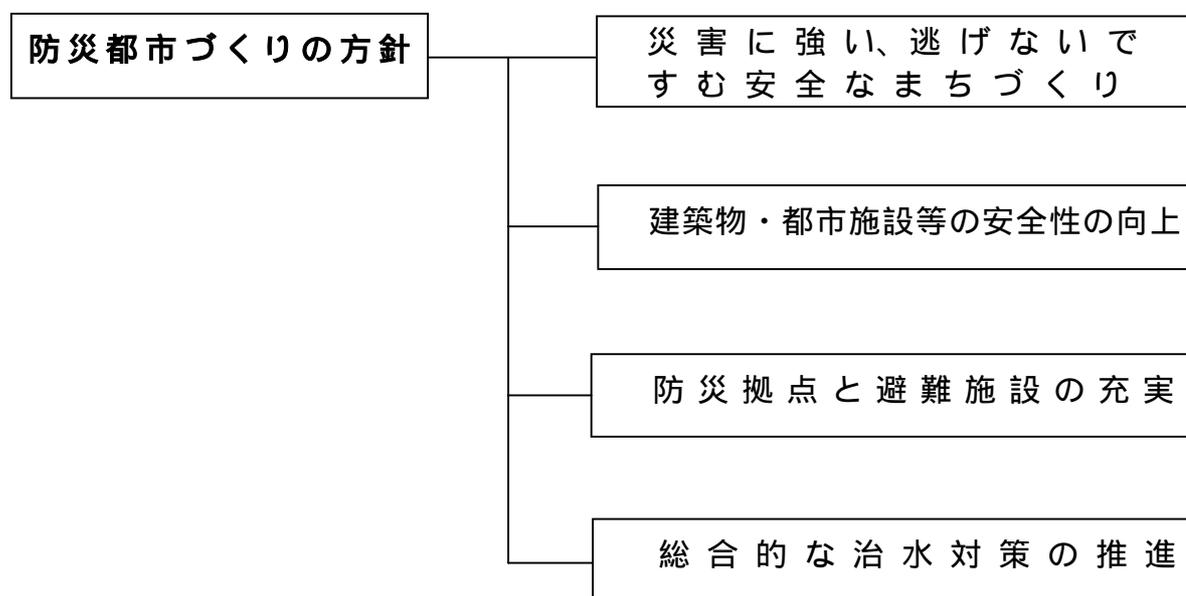
(1)基本的な考え方

東京を直下型地震が襲う可能性は極めて高いとされており、その対応は喫緊の課題です。火災や水害等も含めて区民の防災への関心は高まっており、災害に強いまちづくり、被害を軽減するための減災 の取組みが重要となっています。また、新宿区は、膨大な昼間人口を抱えていることから、事業所で働く人や来街者・駅利用者に対する災害対策も求められています。

地震等の災害に強いまちにするため、道路等の都市施設 や建築物の耐震化や不燃化を促進するとともに、幹線道路等の沿道の耐火建築物による延焼遮断帯 の形成を進めます。食糧等を備蓄する防災拠点の整備、避難路の整備、広域避難場所 及び避難所の確保等を進め、災害発生後の対策にも取組みます。また、約35万人といわれる帰宅困難者 が災害発生後に避難できるように、広場の確保、飲料水や食糧の備蓄などを、市街地再開発事業 等の大規模な建築計画等の際に進めていきます。さらに、膨大な昼間人口をもつ新宿区の特性に配慮して、駅や駅前広場の避難施設としての整備充実を図っていきます。

また、公共や事業者、区民の防災対策や意識の向上などを図り、「自助・共助・公助」の役割分担により、想定される事態への対策を進めていきます。

治水対策では、神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の総合的な整備を促進するとともに、ハザードマップ 等により災害に関する情報を公開し、区民の防災意識を高めていきます。



(2)防災都市づくりの方針

災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

都市空間の総合的な防災性の向上を図るため、幹線道路等の沿道の建築物の不燃化を誘導し、延焼遮断帯の整備を促進し、災害時に燃え広がらないまちづくりを進めます。また、区内の建物の耐震化率を90%にすることを目標に、建築物の耐震化を促進するとともに、地区住民との協議により、地区計画制度等を活用して、地域危険度の高い地域の防災性の向上に取り組めます。また、道路やオープンスペース等の公共的空間の確保や道路の無電柱化を促進し、避難路としての安全性を高めます。これらの取組みにより、防災生活圏を形成し、逃げないですむまちづくりを進めます。

項目	方針
都市空間の総合的防災性の向上	<ul style="list-style-type: none">・ 幹線道路等の沿道建築物の不燃化を、防火地域指定の拡大や耐火建築物への建替え誘導により推進し、延焼遮断帯の形成強化を図ります。・ 防災再開発促進地区内の老朽木造建築物の建替えの促進、市街地再開発事業等による耐火建築物への誘導、防災街区整備事業を推進していきます。・ 地区の特性に併せて、地区計画や東京都条例の新防火地域を指定し、防災まちづくりを進めます。・ 大規模開発時には、広場や防火水槽、食糧の備蓄庫など、地区の防災に資する施設を整備します。・ 延焼シミュレーション等を活用し、地域危険度の高い地区での住民意識の向上を図ります。
道路やオープンスペース等の公共的空間の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 防災上重要な道路である都市計画道路の整備を促進します。・ 道路整備と木造住宅密集地域の整備を併せて市街地再開発事業等を推進します。・ 細街路の拡幅整備に積極的に取り組み、避難路を確保します。・ 幹線道路の無電柱化を促進します。・ 消火活動が困難と考えられる地域を解消するため、幅員6m以上の主要区画道路の整備を推進します。
建築物の耐震化等の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 区内の建物の耐震化率を90%にすることを目標に、建築物の耐震化を促進します。

建築物・都市施設等の安全性の向上

地域危険度の高い木造密集地域については、地区計画や東京都条例の新防火地域の指定等を行い、地区住民と協働で、建築物の不燃化・耐震化、細街路の拡幅整備、オープンスペースの確保等を進め、災害に強い安心して生活できるまちづくりを進めます。また、電気・ガス・水道など、災害時のライフラインの安全性を確保するため、事業者等に対策の強化を要請していきます。

項目	方針
建築物の安全性の向上	<ul style="list-style-type: none">・東京都条例の新防火地域の指定により不燃化の促進を行うとともに、地区計画によるオープンスペースの確保や主要区画道路等の整備を図ります。・定期報告制度による建築物の適正な維持管理を誘導します。・耐震診断や耐震補強の補助制度により、建築物の安全性の向上を図ります。
都市施設の安全性の向上	<ul style="list-style-type: none">・電気・ガス・水道等のライフラインの機能及び安全性を確保します。
崖・擁壁の整備、落下物対策等の強化	<ul style="list-style-type: none">・崖・擁壁の所有者・管理者に安全対策の指導を行うとともに、ブロック塀の適正な維持管理指導及び生垣化の誘導を図ります。・管理者の定期的な点検による落下物対策等を強化します。
震災後の対策の強化	<ul style="list-style-type: none">・周辺自治体や関係団体と連携し、建築士の協力による応急危険度判定体制を確立します。・震災後の資料紛失に備えた諸資料のデータベース化とバックアップシステムの構築を進めます。
駅や駅前広場の整備	<ul style="list-style-type: none">・新宿を訪れる人々の安全を確保するため、駅や駅前広場の避難施設としての充実を図ります。

防災拠点と避難施設の充実

災害時に情報収集、関係機関との連携、救護活動等が迅速に行えるように、防災活動の拠点の充実を図ります。また、区民や帰宅困難者等に支援を行う避難所等の施設の充実を図るとともに、救援、救護、初期消火等が速やかに行えるよう資材の充実と体制整備を図ります。

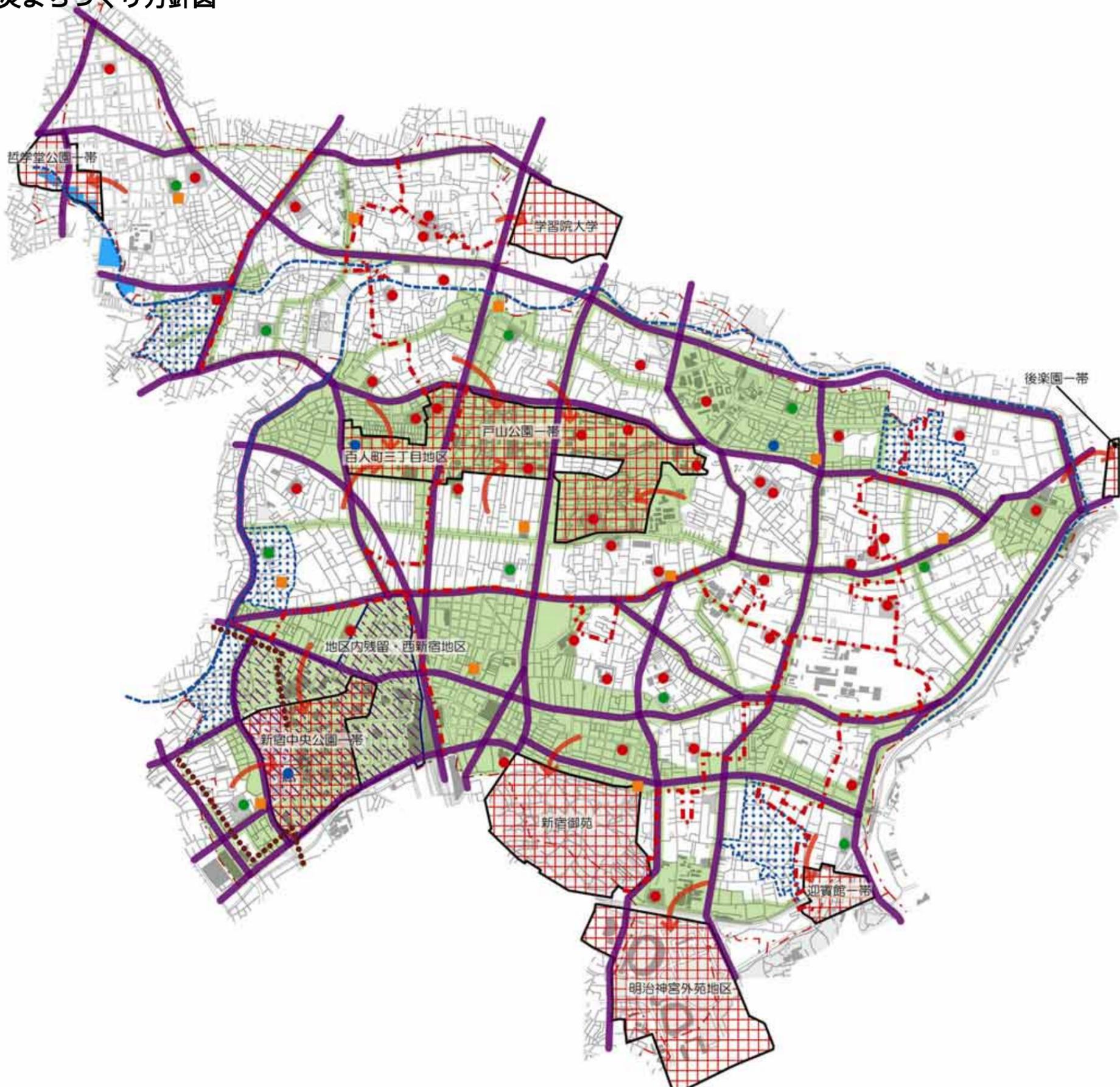
項目	方針
避難施設の充実等	<ul style="list-style-type: none">・避難所である小中学校の防災面の整備を進めます。・公園に備蓄倉庫、貯水槽、下水道直結型トイレ等を整備します。・避難所の下水道直結型トイレの増設や多目的貯水槽の設置を進めます。
被災情報の把握と復興計画の作成	<ul style="list-style-type: none">・高所カメラによる被災状況の把握や防災ラジオや防災無線(デジタル)情報の提供を進めます。・被災後の速やかな復興を図るための災害復興計画を策定します。また、必要に応じて計画の改定を行います。

総合的な治水対策の推進

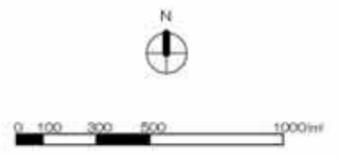
総合的な治水対策を促進するとともに、雨水流出等による水害解消に向けた取組みを進めます。
また、区民の防災意識の啓発を図ります。

項 目	方 針
河川の治水対策の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 100 mm / h 降雨対応を将来目標に掲げ治水対策事業を進めます。・ 神田川、妙正寺川の 50 mm / h 降雨対応の未整備区間の河川整備を促進します。・ 下水道幹線（第 2 戸山幹線等）の整備を促進します。
水害解消に向けた施策の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 学校の校庭等の公共施設や民間大規模施設の雨水流出抑制対策を推進します。・ 建築物の地下階への雨水流入防止策を推進します。・ 雨量や河川の水位等、水害に係る情報提供を行います。
防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none">・ ハザードマップ の公開による啓発活動を進めます。

(3) 防災まちづくり方針図



凡 例	
	広域避難場所
	広域避難場所地区割
	地区内残留地区
	防災再開発促進地区
	防火地域
	延焼遮断帯を形成する道路・鉄道
	避難道路
	避難所(学校)
	避難所及び医療救護所(小・中学校)
	区役所・特別出張所
	給水所・応急給水槽
	河川・外濠
	河川調節池



3 - 4 みどり・公園整備の方針

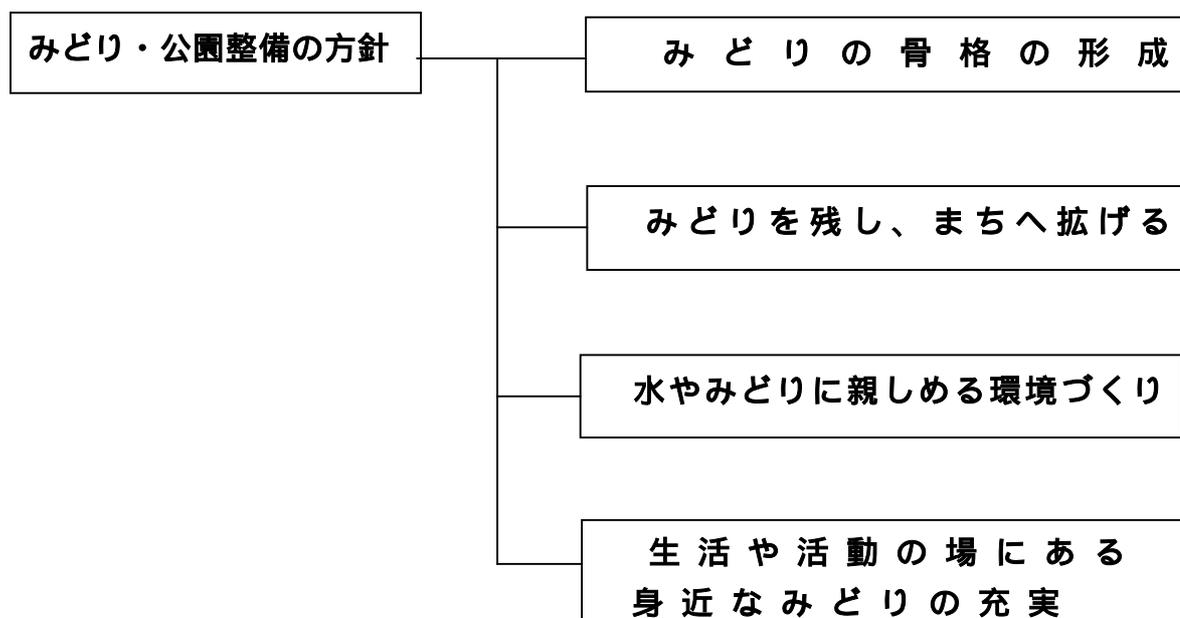
(1)基本的な考え方

みどり（みどりを構成する樹木、樹林、草地など）や水辺（河川や外濠などの水面）は、風や気温の変化を和らげ、大気を浄化し、火災に強いまちをつくる効用を持っています。また、みどりは、人々に潤いや安らぎも与えます。持続的に都市の環境を快適なものに維持していくためには、みどりや水辺を保全・創出し、都市の生活や活動の場に積極的に活かしていくことが必要です。

新宿区の外周を囲む水辺やみどりは、区民や新宿を訪れる人が快適に感じられる場として、さらに、ヒートアイランド現象の緩和などの環境面からも大変貴重なものです。この水辺とみどりを「水とみどりの環」、新宿御苑周辺や明治神宮外苑周辺など区内に残る貴重なみどりのまとまりを「七つの都市の森」とし、また、身近な地区のみどりとつなげ、これらを結ぶように幹線道路のみどりを充実させます。特に、明治通り及び新宿通りから中央通りの街路樹等によってできる緑陰を「風のみち(みどりの回廊)」とし、これらのみどりの骨格として捉え、みどりの充実を図ります。

公園の整備においては、将来目標として一人当たりの公園面積の5㎡を確保し、魅力ある公園の整備、拡充を進めます。また、将来目標として区全体の緑被率25%を目指します。さらに、身近な公園や区の庁舎や小中学校などの公共施設、大規模な開発などにより生み出される公開空地などを、生活や活動の場の中にあるみどり（コミュニティガーデン（地区の庭））として位置づけ、区民・事業者等と協働で、その充実や積極的な活用を図ります。

既存の身近な公園については、公園の利用を促進するため、計画段階から地区住民と協働で計画を練り、再整備を進めます。また、維持管理などにおいても、区民との協働による運営体制の確立を図ります。



(2)みどり・公園整備の方針

みどりの骨格の形成

新宿区の外周に沿って連続する水辺とみどりをつなぎ「水とみどりの環」とし、大規模施設のみどりや公園、斜面緑地、庭園などのまとまったみどりを「七つの都市の森」として位置づけ、みどりの保全・充実を図ります。明治通りの歩道の拡幅や新宿通りのモール化等に伴い、街路樹・歩道等の再整備を進め、「風のみち」として緑陰あるさわやかな歩きたくなるみちづくりを進めます。

項 目	方 針
「水とみどりの環」の形成	<ul style="list-style-type: none">・妙正寺川、神田川、外濠等の水辺を要所とした親水公園の整備を図ります。・玉川上水を偲ぶ流れの創出を図ります。・神田川上にかかる首都高速道路の地下化等の検討を関係機関へ要請します。
「七つの都市の森」の保全・拡充	<ul style="list-style-type: none">・新宿中央公園周辺、戸山公園周辺、落合斜面緑地、早稲田大学周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、新宿御苑周辺のみどりや公園、斜面緑地等のまとまったみどりの積極的な保全・拡充を図ります。・地区計画 制度や公有地の活用などにより、みどりの保全・拡充を進めます。
「風のみち（みどりの回廊）」の推進	<ul style="list-style-type: none">・明治通り、新宿通り、中央通りの幹線道路に緑陰となる街路樹を育て、みどりと風を感じることができるとみちづくりを推進します。・沿道の建築物の屋上緑化、壁面緑化、接道部分の緑化等を推進します。

みどりを残し、まちへ拡げる

新宿の地形や歴史文化を「まちの記憶」として次世代に継承していくことが重要です。江戸時代の旧藩邸にあったみどりを「みどりの記憶」として位置づけ、土地所有者等や区民等との協働により、みどりの保全・再生に取り組めます。また、市街地再開発事業 等の大規模な開発計画においては、公開空地等により、積極的にみどりの創出を図り、快適な都市空間を形成していきます。

さらに、みどりの条例に基づく屋上緑化の推進、みどりを保全する環境保全型の地区計画 の導入などにより、積極的にみどりを拡げるまちづくりを進めます。

項 目	方 針
「みどりの記憶」の継承	・旧藩邸跡地の公共施設や公園を中心としたみどりの保全創出、地区計画 制度やみどりの保全協定、保護樹林制度等の活用を土地所有者や区民等との協働により促進します。
みどりの保全・活用	・大規模な敷地のまとまったみどりの保護樹林・保護樹木の指定、グリーンバンク制度 等により、みどりの保全・活用を図ります。
みどりの拡大・整備	・みどりの条例による緑化の推進、ブロック塀の生垣化助成などによる接道部の緑化の推進、建築物の屋上緑化や壁面緑化を推進します。
みどりのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの創出を盛り込んだ整備計画の作成等、地区計画 制度を活用した、みどりのまちづくりを推進します。 ・市街地再開発事業 等の大規模な開発計画における公開空地 ・広場等の地区に開放されるみどりを創出します。 ・商店会や町会とみどりの協定を結ぶ等により地区の緑化を支援します。 ・道路管理者等へ幹線道路等の街路樹や植栽の充実を要請します。 ・「りっぱな街路樹運動 」を推進します。
みどりの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・桜の開花や紅葉など、公園などのみどりの状況の区民等への広報を進めます。 ・みどりの普及啓発やボランティア活動など、区民の自主的なみどりの維持・創出の活動を支援します。

水やみどりに親しめる環境づくり

潤いある都市空間を形成するために、まちづくりの中でのみどりの果たす役割を重視し、生活の場や道路、業務・商業エリアなどの人々が日常的に触れ合える場に、みどりを積極的に充実していきます。特に、街路樹や壁面緑化等、歩く人に心地よさを与える目に見える緑の整備の促進を図ります。また、昆虫や野鳥等がすみやすい良好な自然生態(ビオトープ)整備を誘導していきます。

項目	方針
目に見える緑の整備	・りっぱな街路樹運動の推進、建築物の壁面の緑化等、緑視の観点から目に見えるみどりの整備を進めます。
虫や鳥の住めるみどりづくりの推進	・地区に虫や鳥等の生息できる自然に近いみどりの再生や保全を図ります。 ・市街地再開発事業等の地区の面的な整備を進める際には、まとまったみどり（公開空地・広場等）の創出を推進します。
水辺空間の充実	・玉川上水や神田川、湧水地などを、水辺に親しめる公園的空間として整備を進めます。

生活や活動の場にある身近なみどり（コミュニティガーデン（地区の庭））の充実

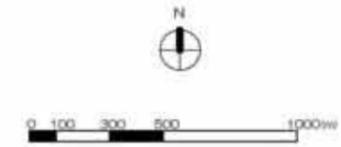
地区にある既存の公園や庁舎・学校等の公共施設、寺社、病院などの大規模な敷地のみどり・オープンスペースを、生活や活動の場にある身近なみどり（コミュニティガーデン（地区の庭））と位置づけ、地区住民や施設利用者等が楽しめるように、みどりの充実と地区への開放を進めます。併せて、防災上の配慮やユニバーサルデザイン等にも配慮し、誰もが利用できる公園や公共施設の整備を進めます。また、地区に密着した公園の運営を検討し、地区住民の継続的な公園活動を定着させるしくみづくりを検討します。

項目	方針
オープンスペースの活用	・地区の公園の再整備、庁舎や学校などの公共施設、寺社、病院や大学などの大規模な敷地のみどりやオープンスペースを地区に開放するみどりとして整備・活用します。 ・市街地再開発事業等の面的な整備によって創出される公開空地や広場などの緑化を図ります。 ・高齢者や障がい者等が地区内を歩いていける範囲に公園や緑地を確保するよう努めます。
特徴ある公園づくり	・地区の歴史・文化など「まちの記憶」を活かした公園の整備を進めます。 ・漱石公園など新宿にゆかりのある文化人に関わる公園整備を促進します。
公園機能の整備	・ワークショップ方式により利用者等の意見やアイデアを活用した「みんなで考える身近な公園の整備事業」を推進します。 ・子どもが公園で安全に遊べるように、防犯等子どもの安全性に配慮した公園づくりを進めます。 ・公園内の段差のスロープ化や誰でも利用できるトイレの設置等の整備に取組み、誰もが利用できる公園づくりを進めます。
公園の運営管理	・近隣の公園を人々が気楽に集まれる場所として、地区の祭りやフリーマーケット等のイベントに開放するなど、地区のコミュニティの拠点として活用します。 ・地区に密着した公園の運営を行うため、公園サポーター制度の拡充、地区に根ざした公園管理を推進します。

(3) みどり公園整備方針図



凡 例	
	水とみどりの環
	七つの都市の森
	風のみち（みどりの回廊）
	みどりの記憶
	緑陰豊かな街路
	主な公園・主な緑地
	公園・緑地等
	河川・外濠
	玉川上水を偲ぶ流れの創出
	コミュニティガーデン
	学校
	公共的施設（区施設、病院等）
	区役所
	特別出張所（10カ所）



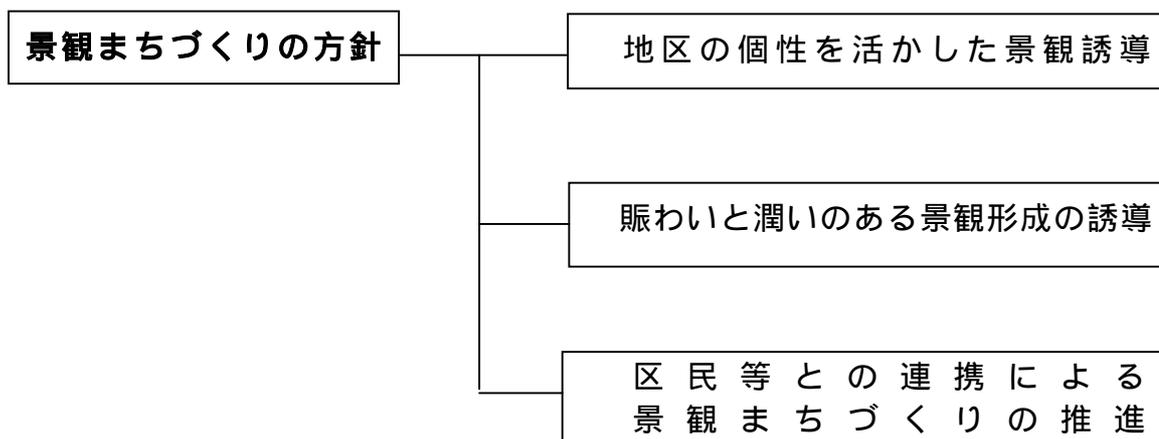
3 - 5 景観まちづくりの方針

(1)基本的な考え方

新宿区は、豊島台地、淀橋台地とそれらに挟まれて東西に延びる下町低地、区の外周を取り囲む神田川・妙正寺川・外濠、新宿御苑、明治神宮外苑、落合地区の斜面緑地などのみどりなど、変化に富んだ地形により構成されています。その上で展開されてきた多様な都市活動により、江戸時代からの歴史や文化を感じさせる神楽坂の路地、新宿駅西口超高層ビル群の都市景観、アジアの異国情緒あふれる界限、落合のみどりあふれる閑静な住宅地のまちなみなど、個性的な景観が形成されてきました。

一方で、経済性を重視した大規模な高層の建築行為等により、長い時間をかけて形成されてきた地区のまちなみの調和や良好な景観が失われることも生じています。このため、区では、平成 18 年 3 月に区内の 8 割の区域に「絶対高さ制限（高度地区）」を導入し、地区の良好な環境の形成とまちなみの調和を誘導しています。

今後は、東京都・周辺区とも整合を図りながら、地区の個性に光をあてた景観形成を推進し、市街地の更新に合わせた美しい景観を備えた都市空間の創出、江戸時代以来蓄積されてきた歴史的・文化的資源の保存、都市観光の視点も踏まえた景観の活用、神田川等の水辺や新宿御苑等のみどりの保全、また、その周辺を含めた景観の整備等を進めていきます。これにより、潤いのある豊かな生活環境を創出するとともに、まちの活性化を図り、区民にとっても来街者にとっても魅力的な都市景観の形成を図っていきます。



(2) 景観まちづくりの方針

地区の個性を活かした景観誘導

新宿区の持つ多様性や懐の深さを活かし、地区の自然地形、歴史や文化の痕跡などの景観資源を発掘しながら、その地区にふさわしい景観ガイドライン等を作成し、それぞれの地区の個性を活かした景観形成を誘導します。

項 目	方 針
「まちの記憶」を活かした景観形成	・土地利用や街路網の変遷、そこで展開されてきた人々の営みの歴史や文化などの地区に刻まれた「まちの記憶」を活かした景観形成を誘導します。
変化に富んだ地形を活かした景観形成	・変化に富んだ地形、神田川・外濠などの水辺、新宿御苑などの貴重なみどりを、区の景観の財産として景観形成を誘導します。
水とみどりを活かした景観形成	・建築物の更新等によって失われがちなみどりを保全します。 ・水辺やみどりを創出する建築計画を誘導します。 ・公共施設や大規模施設、斜面緑地や寺社のまとまったみどりを活用し、都市に潤いを与え品格を高めるまちなみ景観の形成を図ります。
眺望景観の活用	・新宿駅西口の超高層ビルの眺望や絵画館などの歴史的建築物の眺望を大切にして景観を誘導します。 ・みどり豊かな街路樹の整備や道路の無電柱化により、良好な眺望景観の形成を進めます。

賑わいと潤いのある景観形成の誘導

新宿駅周辺などの業務商業エリアや新宿通りや明治通りなどにおいては、地区の特色を活かし、風格のあるまちなみの形成や快適な歩行者空間の整備などを進め、風格と賑わいの景観を創出していきます。また、神田川、妙正寺川・外濠などの水辺や、大規模施設のみどりや公園等については、水辺とみどりの潤いのある景観形成を図ります。

a. 賑わいのある都市空間の創出

項目	方針
賑わい交流景観 創造エリアの景観形成	<ul style="list-style-type: none">・新宿駅周辺においては、賑わいあふれる景観の魅力向上を図ります。また、風格のある超高層ビル群の景観形成や、訪れた人がまた来たくなる居心地のよい景観形成を進めます。・新宿駅西口の超高層建築物の景観形成についてのガイドラインの策定を検討します。・高田馬場、四谷、神楽坂の各エリアにおいては、それぞれのまちの個性と界隈性を活かした質の高い賑わいのある景観を形成します。
賑わい交流景観創造軸 の沿道景観の形成	<ul style="list-style-type: none">・新宿通りから中央通り、明治通りのみどりあふれる快適な歩行者空間の創出及び沿道建築物等の景観誘導を行い、調和のとれた魅力あふれる沿道景観を形成します。

b. 潤いのある景観形成

項目	方針
水辺の景観軸を活かした 親水空間の創出	<ul style="list-style-type: none">・神田川、妙正寺川、外濠などの水辺の景観を活かした様々な活動と結びついた親水空間の創出、周囲のまちなみや遊歩道などの整備を進めます。
みどりの景観ゾーンと ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none">・「七つの都市の森」などのみどりを保全すると共に、これらを連続させるみどりの景観ゾーンとネットワークの形成を図ります。

区民等との連携による景観まちづくりの推進

地区の住民、事業者、NPO、大学などの多様な主体と連携・協働により、地区の自然や歴史、文化などを活かして、良好な景観まちづくりを進めます。

項 目	方 針
区民との協働	<ul style="list-style-type: none">・地区の住民、事業者、NPO、大学など多様な主体との連携・協働により、景観まちづくりを進めます。・地区計画 制度等のまちづくり制度を活用し、地区の個性的な景観の維持・創出を図ります。
景観行政団体としての活動	<ul style="list-style-type: none">・景観法 に基づく景観協議会の活用、景観形成重点区域の指定等を検討します。・景観協定 の活用、景観整備機構 の指定等の区民等への周知を図ります。
広域的な景観誘導の推進	<ul style="list-style-type: none">・道路や河川などの連続する景観の形成など広域的な景観形成が必要な地区においては、東京都や隣接区と連携し、広域的な景観誘導を推進します。

(3) 景観まちづくり方針図



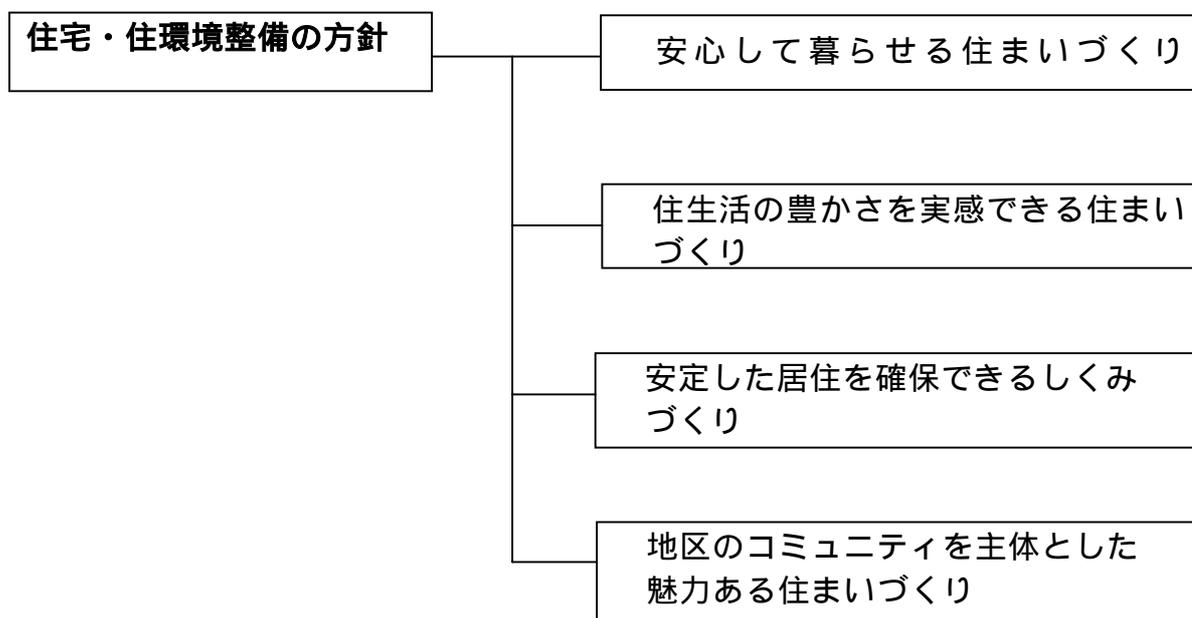
3 - 6 住宅・住環境整備の方針

(1) 基本的な考え方

新宿区内には、落合地区のような戸建住宅の多い地区や、住宅と業務ビル・店舗等が混在する地域、西新宿のように再開発等により大規模な高層マンションの建設が進んでいる地域など、様々な住居地域が存在しています。良好な住環境の低層住宅地や中高層住宅地がある一方で、木造住宅密集地域のように防災性が低く住環境に課題のある地区も多く、また、区内の交通利便性等を反映してワンルームマンションの建設も盛んであり、管理も含めた近隣との調和が課題になっています。

このような状況を踏まえ、今後も、都心居住を積極的に促進するとともに、人々が住み続けられ、子どもを育てられる住環境の整備に取り組む必要があります。民間の住宅供給を適切に誘導し、安定して住み続けられる住宅と良好な住環境の形成に努めます。特に、木造住宅密集地域においては、地区計画制度の活用や市街地再開発事業等のまちづくり手法、東京都条例の新防火地域の指定等を活用して、防災性の向上と住環境の改善を図っていきます。

また、安全で快適に住み続けられるユニバーサルデザインの視点に立った住宅の整備を支援するとともに、単身世帯やファミリー世帯、高齢者等の住まいの安定確保を図り、住み続けられる住宅・住環境整備の支援を進めます。



(2)住宅・住環境整備の方針

安心して暮らせる住まいづくり

災害に強く安全な住まいづくりを進めるため、地区計画 制度などのまちづくり制度を活用し、木造住宅密集地域の防災性の向上・建替えの促進などを進めます。

また、防犯性向上に対する取組みや、健康に配慮した住宅の普及促進を図ります。

項 目	方 針
災害に備えたまちづくり・住まいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画 や街区再編まちづくり制度 等のまちづくり手法、市街地再開発事業 や土地区画整理事業 等の活用により、道路等の都市基盤の整備を進めます。 ・建築物の敷地面積の最低限度を定める等により、まとまりのある住宅の誘導を図ります。 ・耐震診断・耐震改修の支援による建築物の耐震化を進めます。
住まい等の防犯性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等における防犯性の向上、防犯カメラの設置や街路灯の整備を誘導します。 ・パトロールの実施等、警察や地区との連携によりまちの安全性の向上を図ります。
健康に配慮した住宅の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・室内における化学物質についての情報提供など、健康に配慮した住宅の普及促進を図ります。 ・住宅の性能表示制度の普及を図ります。

住生活の豊かさを実感できる住まいづくり

高齢者、障がい者を含めたすべての人が安全で快適に住み続けられるように、ユニバーサルデザインの視点に立った住宅の整備を支援します。分譲マンション等の集合住宅の適正な維持管理や、建替えを必要とする集合住宅への支援を行います。

また、多様な居住ニーズに対応できるしくみやライフスタイルに応じて住み替えができるしくみづくりを進めるとともに、単身世帯者の多いワンルームマンションの住環境の向上に取り組めます。

項 目	方 針
分譲マンション等の適正な維持管理・再生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅の良好な維持管理を推進するための相談事業等による指導や啓発・再生を支援します。 ・ワンルームマンション条例 等により高齢者向け住宅の供給や適正な建物管理を誘導していきます。
ユニバーサルデザイン等による住宅の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修等に対する資金融資やリフォーム工事の斡旋などの既存住宅の良好な維持・改善の推進を支援します。 ・ユニバーサルデザインの視点に立った良好な住宅づくりを促進します。
多様な居住ニーズに対応するしくみ	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な居住ニーズに対応するため、コレクティブハウス などの新たな居住形態の誘導・支援を進めます。 ・ライフステージ に応じて多様な住み替えができるような支援体制の整備を検討します。
環境に配慮した住宅の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷を減らし地球温暖化を防ぐため、環境共生住宅の普及など、住宅の省エネルギー対策を進めます。

安定した居住を確保できるしくみづくり

高齢者等の住まいの安定確保、安心して子どもを育成できる居住環境づくりと居住継続の支援を行います。また、住宅ストックの有効活用等によるセーフティネット 機能の向上を図ります。

項目	方針
高齢者等の住まいの安定確保	・高齢者・障がい者等の入居制限を行わない賃貸住宅の供給を促進するため、高齢者等向けの住宅整備の誘導・情報提供を進めます。
子育てできる居住環境づくり	・良好なコミュニティができるような多機能・子育てスペースの確保の検討を進めます。 ・子育て世帯の定住化と子育てに適した環境整備を促進します。また、ひとり親世帯等が安心して生活を営める環境づくりを進めます。
セーフティネットの機能の向上	・老朽化した区営住宅等の建替えや修繕の促進による良質な住宅ストックの充実を図ります。 ・区営住宅等が区民のセーフティネット として有効に機能するような管理の適正化・効率化を推進します。

地区のコミュニティを主体とした魅力ある住まいづくり

高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人など、地区で暮らしを共にする人同士がお互いに支え合い、連携がとれた良好なコミュニティの形成を進めます。

また、多様な居住ニーズに合った新たな地区のコミュニティづくりと魅力のある都心居住を促進します。

項目	方針
地区主体の住環境づくり	・地区計画 制度等を活用して、地区の住民等が主体となって良好な住環境の形成、コミュニティの形成を進めます。
外国人居住者との共生	・生活情報の広報を行うとともに、NPO や地区のコミュニティ団体などとの連携により、身近な生活領域での多様な交流を図ります。

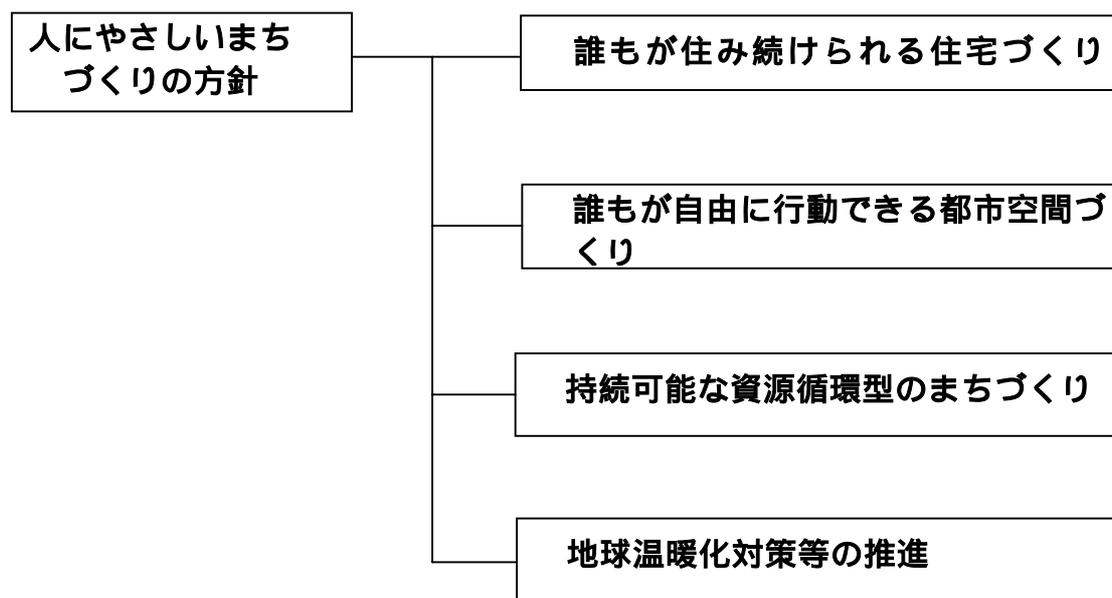
3 - 7 人にやさしいまちづくりの方針

(1)基本的な考え方

生活する人、働く人、障がい者、高齢者、外国人など、すべての人を社会の一員として包含するまちづくりを進めることが求められています。

このため、区内の鉄道や地下鉄の駅舎、公共交通、道路等のバリアフリー化を促進し、人々が自由に行動できる都市空間づくりを目指します。特に、新宿駅周辺地区と高田馬場駅周辺地区は、「交通バリアフリー法」に基づく「重点整備地区」として指定されたことを踏まえて、積極的に公共交通機関の改善と人にやさしくわかりやすいみちづくりを進めます。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」を踏まえ、民間施設を含めた公共的な施設を結ぶ移動経路のネットワークの形成に向けて、整備を促進していきます。さらに、障がい者や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅の整備を誘導し、誰もが住み続けられる住宅づくりを進めていきます。

また、地球環境を守るため、大気汚染などの環境汚染や地球温暖化の防止対策、身近な生活領域からの環境への負荷の軽減などを進め、持続可能な資源循環型のまちづくりに取り組んでいきます。



(2)人にやさしいまちづくりの方針

誰もが住み続けられる住宅づくり

障がい者や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅の整備を誘導します。また、ライフステージの変化に応じた住み替え等の支援を図ります。

項目	方針
バリアフリー住宅の整備誘導	・床の段差の解消やトイレ・浴室・廊下等の手すりの設置など、障がい者や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅の整備を誘導します。
住宅の住み替え誘導	・区内に多く供給されている住宅の状況を踏まえた、単身世帯、子育て世帯、家族世帯や高齢世帯など、ライフステージの変化に応じた住宅の供給や住み替えの誘導を図ります。

誰もが自由に行動できる都市空間づくり

誰もが安心して自由に行動できるように、鉄道駅舎、道路や公園等の都市基盤や、庁舎、学校、病院等の公共施設について、ユニバーサルデザイン の視点に立った整備を進めます。

また、誰もが公共交通機関を利用できるように、関係機関や事業者などに働きかけ、駅やその周辺のバリアフリー化を促進していきます。

わかりやすいまちづくりを目指すため、公共サイン・案内板等の整備を進めます。

項目	方針
公共施設等の整備促進	・誰もが利用しやすい、庁舎、病院、学校、劇場、レストラン、百貨店などの公共施設や公共的な利用がされる建築物の整備を促進します。 ・施設の出入口の段差の解消や誰でも利用できるトイレ等の整備を促進します。
人にやさしいみちづくり	・歩行者や車椅子使用者が安全に通行できるよう、段差がなく、また、幅が広く平坦性を確保した歩道の整備を進めます。 ・まちかど広場、休憩ベンチなどを設けた快適な生活道路の整備を促進します。 ・身近な道路に愛称をつけるなどのわかりやすく親しみやすいみちづくりを進めます。 ・地区の歴史や文化、まちの記憶などを説明した案内板の整備、分かりやすい公共サインの整備を進めます。
多様な主体との協働	・道路、駅舎等の公共施設の整備にあたっては、福祉のまちづくりを進めるため、事業者や区民等と協働で行います。 ・福祉のまちづくり団体、NPO などとの協働、活動支援を行います。

持続可能な資源循環型のまちづくり

ごみの減量、リサイクルしやすい商品の購入、エネルギー効率のよい設備機器等の利用促進などにより、日常生活の中で省資源・省エネルギーを推進し、環境に負荷をできるだけかけない持続可能な循環型のまちづくりを進めます。

項 目	方 針
循環型のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・西新宿地区の地域冷暖房をはじめ、効率のよい技術の活用を進めます。・雨水利用や太陽熱利用などの自然エネルギーの活用を図ります。・環境への負荷を軽減する工法や省エネルギー製品の採用に取り組みます。・建築資材のリサイクル品の利用などを促進します。
自然の保全	<ul style="list-style-type: none">・おとめ山公園などの湧水の保全・再生に努めます。・庁舎や学校、寺社などの地区の身近なみどり（コミュニティガーデン「地区の庭」）の整備・保全を図ります。
良好な環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none">・身近な地区のみどりと「水とみどりの環（わ）」などをつなぐ幹線道路等の街路樹の整備を進め、みどりのネットワークの形成を図ります。・建築物の敷地の接道部緑化、建築物の壁面緑化や屋上緑化を推進します。

地球温暖化対策等の推進

ヒートアイランド現象等の都市の気候問題への対策として、まちの緑化を積極的に推進するとともに、大気汚染や道路渋滞による騒音・振動などの緩和を図る自動車交通の抑制と公共交通機関の整備及び利用を促進します。

また、「新宿区省エネルギー環境指針」に基づき区内のエネルギー消費量の削減、区民や事業者の環境に対する意識の向上のための啓発を行います。